

(笑作委員) 原文ハ同シテアリマス

(南部委員) 實狀トシテ置イテハトウテスカ

(果報報告委員) 七十八條モ實体トヤリマシヨウ

(笑作委員) ソレテハ七十八條ハ實狀ハ實体トシマシヨウ

(委員長) ソレテハ五十二、三、四條ノ三條ハ未定トシテ先ヘヤ

リマシヨウ

本條及ヒ百五十三條百五十四條ハ未定

第百五十五條朗讀ス

第百五十五條 質貸借ノ終ニ質借人カ質借物ヲ返還セサルトキハ

質貸人ハ其選擇ヲ以テ對人訴權又ハ物上訴權ニテ之ヲ追訴スル

コト得

(果報報告委員) 之ハ先達テ論ノアツタ所テアリマス

(松岡委員) 何フ考ヘテ見テモ之ハ削除スルカ宜シイト思フ元來

民再六ノ九七

經濟上チ云フト起業者ノ説テ二重ニ損チスルト持テ行ケハ入費カ

係ル又此方ノ人カ措ヘレハ入費カ係ル社會ノ損カ出來ルト云フカ

經濟上許サヌノナラ是非買ハセルト云フナラ論モ立ツガ是非テハ

ナイ買度イト思ヘハ無理ニモ買フ權利カアル、買ハフト思ハヌナ

ラ買ハナクツタモ宜イト云フノハ誠ニ論ガ協ハヌノデス

(南部委員) 宜イテハアリマセンカ買ハフト思タニ買フガ宜シイ

ノミナラズ用收權ノ七拾三條ト比較シタ文デ同條タル同様ノ理由

デ議定ニナツテ居ルカラ

(松岡委員) 議定ニナツタコトハ此所モ議定ニナツタノテアリマ

ス

(渡委員) 此所ハ質借權ノ決定ニ際シ併セテ確定スベシト私ノミ

記シテアリマス

(南部委員) 四月十六日會デ原案ニ決シタノテアリマス

(村田委員) 百八十九條ニモ其コトガアルノテス

(元尾崎委員) 皆賣ルト云フコトニシテ宜シイ、他所へ持テ行フト思テモ是非賣ナケレハナラン

(栗塚報告委員) ソレ丈ケノ修正ハ出來ルノデ持テ行考ヘカアレハイカヌ、ガ其儘賣ト云フナラ先買權ヲ與ヘルト云フノデス

(元尾崎委員) ソレナラハ宜シイ

(笑作委員) 原案カ左様ナノデ、外へ賣位ヒナラ己レガ買ハフト云フ先買權デアリマス

(栗塚報告委員) 左様デス今村始ノ是ヲ申タカ知レヌガ他所へ持テ行度ト云フトキハ先買權ハ止ムト云フナラ宜シイ

(松岡委員) ソンナラ宜シイ之ハ左様ハイカヌノデス

(笑作委員) 先買ト云フハ外へ賣ルナラ己カ買フト云フノデアリマス

(村田委員) 押付テ買フト云フノデハナイ

(元尾崎委員) 此文テハ左様ナル持テ行クコトハナラヌト云フノテス

(栗塚報告委員) 起案者ノ意ハ日本ノ家屋ハ賣チ家トシテ持テ行クト云フコトハナイト思テ居ルノデス所ガ日本ノ家ハ取り壊チテ持テ行クコトモ出來ルノデスカラ賃借人ニ於テ他ニ移サント云フトキハ右先買權ハ止ムト云テ斷ツテ置ケハ宜シイ、其コトヲ書ク必要カアルカ或ハ書カストモ意味ガ見ヘルカチ極ノレバ宜シイノデス

(元尾崎委員) 他ニ賣却セントスルトキハ其代價ヲ以テ先買スル權ヲ有ストスレハ宜シイ

(松岡委員) 左様テス、此儘テハイカヌ

(栗塚報告委員) 取り崩シテ持テ行キ度ト云フニ先買權ガアツテ

ハイカスト云フ疑グリカアルナラ一項ヲ設ケテモ宜シイ

(渡委員) 入レテ置クカ宜シイ

(榎村委員) 私共ハ之ヲ分テ居ル他人ノ買フヨリ先ニ買フノタカラ先買權デシヨウ

(南部委員) 購ニ買フ人カナケレハ先買ト云フコトハナイ

(元尾崎委員) 己レニ譲リ渡シテ要求スルコトヲ得スト否トハ云ヘヌノテシヨウ

(松岡委員) 云ヘヌガ七十三條デ經濟上一般ナル利益云々、利益トハ建築物ヲ破壊セズ云々、是非買ハフト云タラ否應ハ言ハサヌト云フガ主意デス、賣ハフト云フトキ先買ト云フナラ尤モデス

(南部委員) 買フコトノ語ヲ購ノ者ガ買ハフト云フトキデス

(栗塚報告委員) 其トキニシテハ如何

(松岡委員) ソンナラ宜シイ

民再六ノ九九

(笑作委員) 其コトノ分ル様ニ入レマシヨウ

(栗塚報告委員) 七十三條サイ改ノレハ宜シイ、此所ハ「樹木ヲ賣ントスルトキハ鑑定人ノ評價シタル現時ノ價額ヲ以テ先買スルコトヲ得」トシテ宜シイ

(元尾崎委員) 鑑定人ノ評定ハイカヌ今現ニ買人カアルニソレニ構ハズ安ク賣ラナケレハナランカ假令バ千圓ヲ賣フト云フニ鑑定人ハ三百圓トシタラ如何

(松岡委員) 三百圓ハ評價ニナラヌノテアリマス

(元尾崎委員) 買フト云フ人ノ代價ヲ以テト云テ置キマシヨウ千圓ニ買人カアレバ千圓ニ買フト云フ先買權丈ケニシテ宜シイ

(村田委員) 用收者ハ建物ヲ收去スルコトヲ得トアリマスカラネ七十三條ニ收去スヘキ云々トアルカラ收去スルトキ許リテス

(栗塚報告委員) ソレダカラ困ルノデ松岡サン始ノ論ガ出ルノデ

ス

(松岡委員) 賣ルトキノミトハ見ヘマイ

(南部委員) 賣ルト極テカラノ話テス

(箕作委員) 買フ爲ノニ先取權ヲ持テ居ルカラ

(栗塚報告委員) 樹木ヲ賣ントスルトキ、ト云フノチ入レル必要  
カアルヤ否ヤテス

(渡委員) 必要カアリマス

(元尾崎委員) 鑑定人ノ評價ハイラヌ

(栗塚報告委員) ソレハ第二問題テ七十三條ハ前條ニ從ヒ收去ス  
ルコトヲ得ヘキ建物及ヒ樹木ヲ相續人カ賣ントスルトキハ」トシ  
テ宜シイ

(渡委員) 宜シイ

(松岡委員) スルト其儘此所ヘ寫ヘルノテスカ

(南部委員) スルト此所ハ「樹木ヲ先買スルコトヲ得」トシテ宜  
シイ

(村田委員) 先買スルコトヲ得」ハイカヌ「收去」ト云フ字ヲ入  
レタイ

(清岡委員) 七十三條ノ二項ハ收去ニ着手スルヲ得ズテハイカヌ、  
收去スルトキモ買フ權利ト云フノダカラ拒絕シテイラヌト云フ以  
上ハ取テ行クコトハ出来ヌトナルノテ

(元尾崎委員) 賣却ニ着手スルヲ得ズトセントイカヌテシヨウ

(箕作委員) 收却スルテ宜シイテシヨウ

(北島委員) 前チ直シタ以上ハ清岡サンノ云フ様ニシナイトイカ  
ヌ

(清岡委員) 無理ニ收去ヲ其儘置クト間違ヒマス

(南部委員) 如何ナル譯ケテスカ

(清岡委員) 兎モ角モ賣テモ自分カ持テ行テモ何チシテモ先買權ハ虛有者ニ占ノラレテ居ル精神デアルカラ、賣ントスルトキト持テ行テ建ツルトキトハ別テシヨウ

(南部委員) 前條ニ從ヒ收去シ得ヘキ建物及ヒト云フノダカラ一項ヲ收去スルコトハ分テ居ルノテアリマスカラ蓋支ハナイ

(笑作委員) 賣テ其價置クコトハ出來ヌノデス

(南部委員) 收去シ得ヘキ建物トアルカラ分ルテシヨウ

(樺村委員) 宜シイ

(大尾崎委員) 七十三條ハ所有者拒絕シ又ハ其陳述ヲ爲ササレバトシテ元トノ通りテ宜シイ

(松岡委員) 本條ハ但七十三條ノ規定ヲ適用スト云フハ七十三條ノ二項ノ斷テアルカラオカシイ他ハイラヌ

(委員長) 但ハイラヌテシヨウ

(稟報報告委員) 此場合ニ於テハ第七十三條ノ規定ヲ適用スト致シマス

本條ハ質貸人ハ質賃借ノ終ニ第四百四十一條ニ依リテ質借人ノ收去スルヲ得ヘキ建物及ヒ樹木ヲ先買スルコトヲ得此場合ニ於テハ第七十三條ノ規定ヲ適用スルト修正ス

第百五十七條附讀ス

第四款 質借權ノ消滅

第百五十七條 質借權ハ左ノ諸件ニ因リテ當然消滅ス

第一 質借物ノ全部ノ滅失

第二 質借物ノ全部ノ公用徵收

第三 質貸人ニ對スル追奪又ハ質賃物ニ存スル質貸人ノ權利ノ取消但其追奪及ヒ取消ハ質賃借契約以前ノ原因ニ由リ裁判所ニ於テ之ヲ宣告セシトキニ限ル

第四 明示若クハ黙示ニテ定メタル期間ノ満了又ハ約束シタル解除ノ未必條件ノ成就

第五 初ヨリ期間ヲ定メサルトキハ解約告知ノ後法律上ノ期間ノ満了

右ノ外貸借ハ法律ニ定メタル條件ノ不履行其他ノ原因ノ爲メ當事者ノ一方ノ請求ニ因リ裁判所ニテ宣告シタル取消ニ因リテ終了ス

(果報報告委員) 本條「第四明示若クハ黙止ニテ定メタル期間満了又ハ要約シタル解除條件ノ成就」トシソレカラ解約通知トシタリ、ソレカラ右ノ外貸借ハ法律ニ定メタルト云フコトヲ後ヘ以テ右ノ外貸借ハ條件ノ不履行又ハ法律ノ定メタル其他ノ原因ノ爲メ云々ト致シタリ

(松岡委員) 之ハ矢張り元トノ通りテ宜シイ

本條ハ第四ノ「約束」トアルチ「要約」トシ「ノ未必」ノ三字ヲ削リ末項「法律ニ定メタル」ノ七條ヲ削リ不履行「又ハ法律ニ定メタル」ノ數字ヲ挿入シ他ハ原案ニ決ス

第一百五十八條朗讀ス

第一百五十八條 意外ノ事又ハ不可抗ノ力ニ因リテ貸借物ノ一分ノ滅失シタルトキハ貸借人ハ第三百三十八條ニ記載シタル條件ニ從ヒテ貸借ノ解除ヲ請求シ又ハ貸借ヲ保持シテ借賃ノ減少ヲ請求スルコトヲ得

公用徴收ノ爲メ貸借物ノ一分力徴收セラレタルトキハ貸借人ハ常ニ借賃ノ減少ヲ請求スルコトヲ得

(果報報告委員) 「保持」トアルハ「維持」トシ末項「公用徴收」ヲ止メテ公用ノ爲メ貸借物ノ一分ノ徴收アリタルトキハ云々ト致シマシタ

(村田委員) 公用徴収ト入レテ宜シイト思フ

(箕作委員) 公用ノ爲ノデ宜シイ

(村田委員) 一年三分ノ一減ツタラ減少チスネ

(箕作委員) 記載シタル條件ニ從ヒハ三年ニ及フノデスカ

(元尾崎委員) 一年ノ前保持セヌトキハ解除カ出來ルノテシヨウ  
ウ

(箕作委員) 例ヘバ出水デ家カ流レタトキハ三十八條ニ從ヒマス  
カホ條件ハ三ケ年ニ及ハナイガ

(元尾崎委員) 條件ハ三分ノ一ニナシタラ減少ナシテ賣フコトカ  
出來ル建物ノ一分ヲモ再建シナケレハ解除ト云フノテシヨウ

(村田委員) 解除ハ三ケ年テス

(南都委員) 三十八條ノ條件ニ從テ出來ルト云フノテス

(村田委員) 三ケ年ハ多ク見ナイノデシヨウ、三分ノ一トカ一ケ

年ノ内ニ再建シナケレハ解除カ出來ルト云フノデシヨウ

(松岡委員) 三ケ年ト云フノハ適用シナイト云フハオカシイ

(村田委員) 若シアツタラデス

(南都委員) 三ケ年續ンテハ銷除ハ出來マセヌ五十八條モ左様デ  
ス

本條ハ一項「保持」ハ「維持」トシ末項「公用徴収」トアル「徴  
収」ノ二字ヲ削リ「賃借物ノ一分ノ徴収アリタルトキハ云々」ト  
修正シ他ハ原案ニ決ス

第百五十九條朗讀ス

第百五十九條 期間ノ定メ有ル賃借借ノ終リタル後賃借人仍ホ收

益シ賃借人之ヲ知リテ故障ヲ爲ササルトキハ新賃借借暗ニ成立

シ前賃借借ト同一ノ負擔及ヒ條件ニ從フ

然レトモ前賃借借ヲ擔保シタル抵當ハ消滅シ保證人ハ義務ヲ免

カル

新貸貸借ハ下ノ數條ニ記載シタル如ク解約申入ニ因リテ終了ス

(南部委員) 之ハ分ツテ居リマス

(渡委員) 之ハ宜シイ

(元尾崎委員) 二項ハ不同意テス之ハ附ヒテハアリマセンカ

(南部委員) ソレハ仕方カナイ

(元尾崎委員) 借家証文ハ一ヶ月幾何ト云テ別ニ延スト云フコト  
ハナイ

(南部委員) ソレハ續テ擔保ニテハ附ラヌ

(北島委員) 延期スルトキハ本証文ヲ以テシテ呉レト云フ書添へ  
ガアリマス

(元尾崎委員) 保證人ハ初ノニ保證スルト讀テ居リマス

(北島委員) 証文ヲ約束シテ此証文ヲ以テ更新シテ行クト云フコ

トテ書イテアツタライタマイ

(委員長) 前ノ條ノ一分ノ減失シタコトハ矢張三十八條ト同シ比  
例ユシテ行クハ一方ノ利益ノ出セヌ様ナツタコト丈ケ欠ケテ仕舞  
テソレヲ同様ユシテ矢張三年續カナケレハ銷除ヲ求ノラレナイハ  
斷イト云フ論ガアリマスカホ

(笑作委員) 三年ニ通用セヌノデス

(大尾崎委員) 適用ナラヌトキ適用セヌノテ御座イマス

(渠渠報告委員) 起案者モ其意ヲ御座イマス

(委員長) ドウシテカホ

(松岡委員) 一番先キニ疑リマシタガ之ヲ宜シイノテ何ゼナレハ  
三ケ年ト云フハ物ノ減失ヲ御座イマスカラ彼所テ論ジテハ三ケ年  
ナシニ一年ニ掃イテ呉ヌナラ行ク三ケ年ノ條件ニ從ヒハ宜フナ  
ルノテ物ノ減失ヲ御座イマスカラ



(笑作委員) 一項ノ記載ニ從ヒト云ヘハ宜シイノテスネ

(村田委員) 一項許リテアリマセヌ

(南部委員) 滅失テナイカラ能ク分テ居リマス

(委員長) 三十八條ノ二項ノ末項ヲ適用ストカナントカシナイト  
イクマイ

(元尾崎委員) 末項許リテモ御座イマセヌ

(松岡委員) 適用ト云ヘハ用キラレナイ所ハ用キナイト云フノデ

御座イマシヨウ

(委員長) 三年滅失シナイカラ銷除ハ出來ヌト云フカモ知レヌ

(松岡委員) 物ノ滅失デアリマスカラ三年續クコトハアリマセヌ

(南部委員) 況ンヤ燒ケハ燒ケタ切リテアリマス

(委員長) 地面カ三分ノ一流失シタト見ルネ其トキ三分一損失タ  
カラ未ダ銷除ハ出來ヌト云フタラドウカ

(南部委員) ソレテ宜シイノテス収益カ一錢モナクナツタモ一向

變リマセヌ

(委員長) 全部ノ滅失ハ一項一分ノ滅失ハ何所ヘ行クカ矢張三十  
八條ノ一項ニ行クソレハ一分ノ滅失シタモノテ三年ハ續カヌノデ

ス

(南部委員) 滅失デアリマスカラ無クナツタノデアリマスカラ三  
年續キ續ハアリマセン

(委員長) 全部ナラ銷除モ出來ルカ少シ欠ケテモ銷除ハ出來ヌダ  
ロウ

(村田委員) 例ヘハ懸河ノ一分カ崩レテモ滅失デ銷除ガ出來ルノ  
デアリマス

(委員長) 事柄ハ條件マテ付テ居ルカラ滅失シタトキハイカ又據  
ニ見ヘル

(果報報告委員) 條件ト云フ字ヲ止メテシマイマスカ

(南部委員) 減多ニハ變ヘラレナイ

(村田委員) 質借物ノ三分ノ一ト云フコトテハナイ一分減失シテモ収益ガ三分一損カアツタトキハト云フノテアリマス

(松岡委員) 物カ三分ノ一以上減失シタトキハ解除ニナルカ減少ヲ求メラルルノデス

(箕作委員) 註ニハ左様アル

(元尾崎委員) 質借物ノ三分ノ一以上減失シタルトキハ質借人ハ云々トスルカ

(南部委員) 物ノ減失三分ノ一以上ト云フ字ハ入レテ宜シイ

(清岡委員) 三十八條カラ引テ來タノテスガ三分ノ一以上減失シタラ利益ノ點ハ餘リ見ナイノテシヨウ

(南部委員) ソレハ見ナイノテ収益丈ケノ話テ此方ハ物ノ減失テ

ス

(箕作委員) 三分ノ一以上減失シタルトキハ質借人ハ質借ノ銷除云々トシテハ如何

(大尾崎委員) 三分ノ一以上テナケレハ銷除カ出來ヌト云フハ宜シクナイ

(箕作委員) 能クナイカシラヌガ原案ニ左様アリマス

(元尾崎委員) 三分ノ一位イテ宜シイ一寸シタ位ヒテ解除シテハ困リマス

(箕作委員) 不可抗力デアリマスカラネ

(清岡委員) 三十八條モ不可抗力デアリマス、収益ノアロウト思フモノハ一分迄欠ケテモ収益上三分ノ一トナツテ來レハデス物ガ欠ケテモ矢張三十八條ノ條件ニ從ツテ行カナケレハナラント思フ(横村委員) 左様解シマシタカ註ヲ見ルト左様テナイ若シモ物ノ

被盡三分ノ一以下ナルトキハ云々トアリマス

(委員長) 三分一被失シタラ銷除カ出來ルト云フト三十八條トノ權衡カ協ハヌ

(松岡委員) 矢張三分一以下ナラ堪忍シナケレハナラン

(元尾崎委員) 賃借物ノ一分ノ被失シタトキハ賃借人ハ賃借借ノ銷除ヲ請求シ又ハ第三百三十八條ニ記載シタル條件ニ從ヒ賃借借ヲ維持シテ解除ヲ請求スルコトヲ得トシテハドウカ

(笑作委員) 左様見テハ違ヒマス

(栗塚報告委員) 三分ノ一ト云フハ家ノ如キハ何ウ見分ケマスカ

(松岡委員) 幾坪ト云フ所ヲ見分ケル

(栗塚報告委員) 目安ハ収益カラ立テナケレハナラン

(笑作委員) 百坪ノ家ナラ三十五坪ヨリ焼ケタラ法律上三十五坪ニ當ル損失カアルカラ百三十八條ヲ引張り出シテ銷除ガ出來ルノ

デス

(栗塚報告委員) 収益ノ方テ論スルノテハアリマセンカ

(委員長) ソンナラ此條ハイラヌ

(栗塚報告委員) 座敷ト臺所トノ面積デ三分ノ一テハナイ此所ノ一分ト云テ居ルノハ何ノ位ヒカ百三十八條ヲ御讀ナサイト云フノテス

(渡委員) 其所ヲ註釋ニ左様ナイノハ安心シナイ

(松岡委員) 箇様ニ修正シテハ如何、不可抗ノ原因ニヨリテ賃借物ノ二十分ノ一毀滅シ又ハ住居若クハ營業ニ必要ナル部分ヲ喪失シタルトキハ「何セカト云フニ不可抗ニ因リテ區別ハアツテモ借リテ居ル人ハ住居營業ノ方テハ云ヘヌト云フテハ借家ハ實際不適當ト考ヘタノデス

(尾崎委員) ソレハ宜シイ必要ナ所カ欠ケテ銷除ノ出來ヌト云フ

コトハナイ

(南部委員) 必要ナル部分ト云フハ何所テ區別シマスカ

(松岡委員) 家主カ普請チスル彼所ニ從フノデス

(委員長) 此儘ニシテ置クト何フシテモ三分ノ一欠ケテモ銷除請

求ハ出來ヌ

(清岡委員) 三十八條ノ所テテス

(委員長) スルト少シ欠ケテモ銷除ト云フ様ニナル

(清岡委員) 佛蘭西ノテ起案者ノ書イタノチ見ルト一分ノ毀滅ト

カ云フハ取消チ求ムルチ得ルト云テ居リマス即チ其條チ引テ居ル

ノダカラ先生ノ積リテハ一分カ滅失シタトキハ此銷除チ爲スコト

チ得ノ論チハアリマセンカ

(委員長) 資金ノ減少ハ求ノラルルタロウカ、一得一失デ店先カ

焼ケテハ困ルタロウカ又少シ許リ醫院カ欠ケタカラト云テ是非銷

除ト云テハ困ルカラネ

(清岡委員) 畢竟迷惑ニナルカラ銷除チ求メルノテス

(委員長) 之ハ尙ホ報告委員テ調ヘテ貰フカ

(栗塚報告委員) 賃借物ノ必要ナル一分ノ滅失シタルトキハトシ

テハ如何

(清岡委員) ソレナラ分ル

(笑作委員) 起案者ノ云フ通り三分ノ一消失シタルトキハ云々ト

シテ宜シイ

(南部委員) ソレテ宜シイ

(渡委員) 之ハ原案者ニ直ニシテ貰イタイ

(栗塚報告委員) 賃借物ノ三分ノ一以上ノ滅失又ハ住居若クハ營

業ニ必要ナル部分チ失フタルトキハ賃借人ハ賃貸借ノ銷除チ請求

シ云々トシテハ如何

(尾崎委員) ソレテ宜シイ

(委員長) 左様シテ置キ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決シ前條ニ通り百五十八條ハ「賃借物ノ三分ノ一以上ノ滅失又ハ住居若クハ營業ニ必要ナル部分ヲ失フタルトキハ賃借人ハ賃借借ノ解除云々ト修正スルニ決ス

第六十條朗讀ス

第六十條 家具ノ附キタル家屋ノ全部若クハ一分又ハ離屋ノ賃借ニシテ其期間ヲ明示セス其借賃チ一年、一月又ハ一日ヲ以テ定メタルモノハ一年、一月又ハ一日ノ間之ヲ爲シタリト推定ス但前條ニ記載シタル黙示ノ更新チ妨ケス  
動産ノミチ以テ目的ト爲シタル賃借借ニ付テモ亦同シ

(果報報告委員) 本條ハ「又ハ離家」ハ制リ度イ

(元尾崎委員) 置ウテハナイカ

(南部委員) 元トナイノテ六十一條ト對照スルトオカシイカラ

(清岡委員) 一分ト云フト座敷カアリ離レ家ト云フト二間テモ三

間テモデス

(村田委員) 家具ノ付キタル建物ヲ宜シイ

(笑作委員) ソレテ宜シイ

(元尾崎委員) 家具又ハ造作ノ附キタルトスル

(笑作委員) 家具又ハト云フハオカシイ

(委員長) 宜カロウテハナイカ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「家屋」トアルハ「建物」トシ「又ハ離家」ノ四字ヲ制リ

他ハ原案ニ決ス

第六十一條朗讀ス

第六十一條 家具ノ附カサル建物ノ賃借借ハ期間ヲ定メサルトキ又ハ之ヲ定メタルモ黙示ノ更新アリタルトキハ年中何ノ時節

テ間ハス當事者ノ一方ノ解約申入ニ因リテ終了ス  
解約申入ヨリ返却マテノ時間ハ左ノ如シ

第一 全家ニ付テハ三ヶ月

第二 建物ノ一分若クハ離屋又ハ尙ホ狹隘ナルモ賃借人ノ商  
業若クハ工業ヲ營ノル住居ニ付テハ二ヶ月

第三 總テ其他ノ家具ノ附カサル住居ニ付テハ一ヶ月

(乘組報告委員) 本條ハ「年中何ノ時節チ間ハス」ハ何時ニテモ  
トシ「第一」ト云フ所ハ「建物ノ全部ニ付テハ三ヶ月」トシ「第  
二」ハ建物ノ一分ニ付テハ二ヶ月」トシテ「第三」ハ削除致シマ  
シタ

(南都委員) 訴訟ヲ繁多ニスル本タカラト云フノデ制リマシタ佛  
蘭西ハ償費ニ任シテアツタノタラ此位ヒテ宜シイテシヨウ  
(元尾崎委員) 宜シイ

(大尾崎委員) 宜シイ

本條ハ「年中何ノ時節チ間ハス」トアルヲ「何時ニテモ」トシ「  
第一」建物ノ全部ニ付テハ三ヶ月トシ「第二」建物ノ一分ニ付テ  
ハ二ヶ月」トシ「第三」ハ削除シ他ハ原案ニ決ス

第百六十二條朗讀ス

第百六十二條 家具ノ附キタル家屋ノ賃貸借ニ付キ默示ノ更新ア  
リタルトキハ解約申入ヨリ返却マテノ時間ハ左ノ如シ

第一 前賃貸借ノ間チ三ヶ月又ハ其以上ニ定ノタルトキハ一  
ヶ月

第二 三ヶ月未満ノ賃貸借ニ付テハ原期間ノ三分一

第三 日日ノ賃貸借ニ付テハ二十四時

右規定ハ動産ノ賃貸借ニ付キ默示ノ更新アリタル後ニモ亦之ヲ  
適用ス

(渠報報告委員) 終リノ右規定ハ黙示ノ更新後ノ動産ノ賃貸借ニ付テモ亦之ヲ適用ス」ト致シタイ

(委員長) ソレテハ是テ置キマス

本條末項「右規定ハ黙示ノ更新後ノ動産ノ賃貸借ニ付テモ亦之ヲ適用ス」トシ他ハ原案ニ決ス

于時午後四時三十分閉會

民法草案第二編財產篇再調査案第廿四回議事筆記 賃貸借ノ部

明治廿一年十一月廿六日午前九時十五分開會

(笑作委員) ヤリマシヨウ

第 條(新) 朗讀ス

第 條(新) 土地ノ賃貸借ニシテ期間ヲ定メサルモノ又

ハ期間ヲ定メタルモ黙示ノ更新アリタルモノハ耕地ニ付テハ主タル收穫季節ヨリ不耕地ニ付テハ返却セシム可キ時期ヨリ一ヶ月前ニ解約申入ヲ爲スニ因リテ終了ス

賃貸セシ建物ニ具ヘタル動産又ハ用方ニ因ル不動産ト看做ス可キ動産ノ賃貸借ハ其建物ノ賃貸借ノ終了スルニ非サレハ終了セス

(村田委員) 成程之ハ前カラ云フト入レヌト悪イ様デス

(横村委員) 之ハ宜シイ様デス

(南部委員) 詰り六十二條ヲ二ツニシタノデス

(元尾崎委員) 土地へ建物ヲ建ツタトキハ何フナリマスカ

(南部委員) ソレハ地上權ニナリマス

(村田委員) 地面ヲ借リテハ地上權デス

(元尾崎委員) 東京杯デ地所ヲ借リテ家ヲ建ツル者ハ皆地上權デスカ

(南部委員) 地上權デス

(元尾崎委員) 耕地ノ方ハナイ様ナモノデスネ

(村田委員) 馬ヲモ飼フトカ云フ牧場ノ様ナモノハアリマシヨウ

(元尾崎委員) 牧場ハアリマス

(清岡委員) 返却セシム可キト云フノハ如何ナル時期カ返却セシム可キニナリマスカ

(村田委員) 前ニ云テ居ルカ六十一條ト同シコトデ地面ヲ渡ス時

民再六ノ一一三

ノ時期ト地面ヲ返ス時、返却セシム可キ時期ヨリ一ヶ年前カラ、  
來年返スカラ此ノ一月スルノデ、一年前ニ解約申シ込マナケレハ  
ナラン

(南部委員) 收穫ノ季節ト同シ様ニナルノデス丁度山ヲ借リタト  
シテ下草ノ蒞リ時ト云フ様ニ見テ居リマス

(松岡委員) 季節ハ、種マツタ收穫ス可キカアレバ其時ヨリ一年  
前、又何時デモ返セラルルモノモ矢張一年前デス

(榎村委員) 來年十二月返サウト思へハ此十二月申込ナスルノデ  
スネ

(元尾崎委員) 詰り一ヶ年前デス  
(松岡委員) 收穫ノ種マツタ物カアレハ凡ソ間チ一年置ケバ宜シ

イノデス  
(元尾崎委員) 之ハ宜サウテスカ返却セシメント欲スル時ヨリテ



スホ

(大尾崎委員) 云ヒ分ハアリマセン

(箕作委員) 二項ハ動産又ハ用方云々ハ建物ニ具ヘタル不動産ト  
看做スカ被ルノテシヨウ

(松岡委員) 左様ナス

(元尾崎委員) 疊建具モ具ヘタル動産テシヨウ

(栗塚報告委員) 賃貸セシ建物ニ具ヘタル動産ノ賃貸借ハトソレ  
カラ用方ニ因ル不動産ト看做ス可キ賃貸借ノ云々デアリマス

(村田委員) 動産ノ賃貸借ト云フニ係ルノテシヨウ

(南都委員) 用方ニ因ル不動産ハ建物ニ付タ物ヲ云フノデス

(村田委員) 疊建具モ付クノテス

(大尾崎委員) 往キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第百六十三條朗讀ス

第百六十三條 解約申込及ヒ返却ノ時期ニ關スル前數條ノ規定

ハ其時期ニ付キ確實ナル地方ノ慣習ナキトキニ非サレハ之ヲ

適用セス

(栗塚報告委員) 「確實ナル」ト云フ字ハ削除シタイ、地方ノ慣

習云々デ深山ヲ御座リマシヨウ

(松岡委員) 宜カロウ

(北島委員) 尤モテス

(箕作委員) 宜カロウ

(元尾崎委員) 確實テナカツタラ何ウシマスカ

(南都委員) ソレハ慣習トハ云ヘヌカラ

(箕作委員) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「確實ナル」ノ四字ヲ削リ他ハ原案ニ決ス

第百六十四條朗讀ス

第百六十四條 如何ナル場合ニ於テモ賃借人ノ權利ノ存スル一

切ノ收穫物ヲ收去スル前ニ賃借ノ終了シタルトキハ賃借人又

ハ新賃借人ハ前賃借人ノ之ヲ收去スルニ委ヌルコトヲ要ス

又賃借人ハ土地ノ收穫物ヲ收去シタル部分ニ於テ賃借ノ終

了前ニ急要ノ作業ヲ爲スコトヲ賃借人又ハ新賃借人ニ許スコ

トヲ要ス但賃借人此カ爲ノ確實ノ妨害ヲ受ク可キトキハ此限

ニ在ラス

(果樹報告委員) 此所モ「確實」ノハ入用テシヨウ

々」テ宜ササウナモノデス

(村田委員) 此所ハ「確實」ハ入用テシヨウ

(果樹報告委員) 眞面目ナ妨害ト云フ字テスカラ

(村田委員) 總テ「確實」ト云フハ除レハ宜シイカ前ニ種ヲ居ル

所モアリマスカラホ例ヘハ占有ノ所ニモ確實ノ云々ト云フノカ多

クアリマスカラ置ク方カ宜シイ

(松岡委員) 必ラスナケレハナラント云フコトモナイ又アツテモ

害ハナイト云フ位ヒナモノテアルカラ置カナケレハナラント維持

スル要用モアリマセン

(箕作委員) 側テモ宜シイ

(南部委員) 觀賞テナイ妨害カアツタライカヌト云フコトカアリ

マシヨウカ

(箕作委員) 妨害ハ「マシ」ナ」妨害ニハ違イアリマスマイ

(松岡委員) 作業ト云フ字ハ矢張物ヲ作ルニモ作物ヲ仕付ケルモ

體ルノテスカ

(果樹報告委員) 左様テス

(松岡委員) 麥ヲ作タ跡跡ヲ作ルトキ替ル人ハ麥ノアル中ニ種ヲ

作ラナケレハナラン

(実作委員) 其中ト云フノテスネ、「確實ノ」ハ不必要テス

(元尾崎委員) 「確實ノ」ハ除リマシヨウ

(北島委員) 之ハ日本テ云フト「ケヤケキ」ト云フ最モ著シキト

云フ様ナ意味テスネ

(栗塚報告委員) 左様テス尤モト云フ妨害ヲ加ヘルト云フノデス

(北島委員) 「確實ノ」ハ除テ宜シイ

(渡委員) 除テ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ末項「確實ノ」ノ三字ヲ削リ他ハ原案ニ決ス

第百六十五條朗讀ス

第百六十五條 質貸人カ質貸物ヲ譲渡サントシ又ハ自己ノ爲ノ  
若クハ他ノ特別ナル原因ノ爲ノ之ヲ取戻サントスルトキハ期  
間ノ満了前ト雖モ質貸ヲ解除スルコトヲ得ルノ權能ヲ留存シ

タル場合又質借人カ質貸借ノ無用ト爲ル可キ未定事故ヲ慮カ

リテ同一ノ權能ヲ留存シタル場合ニ於テハ各自ニ前數條ニ定

メタル時期ニ於テ豫メ解約申入ヲ爲スコトヲ要ス

(栗塚報告委員) 此條ハ「回收」トアルハ「取戻」ト直シマシタ

ソレカラ「留存」ハ「留保」ト直シタ丈ケテ御座イマス

(松岡委員) 「解除」ハ「銷除」テハアリマセンカ

(栗塚報告委員) 仰セノ通りテアリマス

(元尾崎委員) 何時ニテモ取戻スト云フ約束カアツテモ一年前ニ

云ハナケレハナランカ之ハ困リマヌネ

(清岡委員) 場合ト雖モト云フノテスカネ一年ノ時期前ニヤルナ

ラオカシイテハナイカ矢張場合テモ前數條ノ云々トシテハ如何

(南部委員) 期限ノ満了前ト雖モト前ニアルカラデス、備様ナ場

合ニハ各自兩方トモ前數條ニ定メタ期間ニ依テ豫メ申込ト云フノ

テ意味ハ雖モトナルノデスカスフシテ置イテモ分リマス

(元尾崎委員) 於テモ尙ホトシテハ如何

(清岡委員) 賃借賃ヲ拂フト云フコトハ外ニアリマスカホ満了、了終後ト雖モ其引渡迄ハ拂ハナケレハナランコトカアリマスホ

(南部委員) ソレハ黙示ノ更新テ行クカラテス

(清岡委員) 終了ト云フコトニナツテ居リマスホ解約申入レニ依テ賃借借ハ終了スルテシヨウ終了シテ仕舞テ終了後一年アリマスカ

(松岡委員) 否、申入タ時終ルノテハナイ一年ノ期間内ハ往クノデス

(清岡委員) 解約申込ニ因テ終了ストアリマスゼ、終了ストアフト消ヘテ仕舞様ニ見ヘル

(南部委員) 因テトアルカラ、但書カ原案ニアツタカ再調査テ削

タノテスカラ申テ置キマス

(箕作委員) イラヌコトデス

(松岡委員) イラヌ、デス

(元尾崎委員) 書イテ置カヌテモ左様ナリマス

(村田委員) 百五十七條第五ハ告知トアルケレトモ彼所ハ申入トシテ宜シイ

(栗塚報告委員) 解約申入ヲ送達シタ後チト云フノテス

(村田委員) ソレタカラ申入テ宜シイノデス

(南部委員) 行フテハナイカ

(大尾崎委員) 行キマシヨウ

本條ハ「回收」ヲ「取戻」「解除」ハ「銷除」「留存」ハ「留保」トシ他ハ原案ニ決ス

第百六十六條朗讀ス

第六十六條 水貸借トハ期間二十个年ヲ超ユル不動産ノ賃貸借ヲ謂フ

水貸借ハ五十个年ヲ超ユルコトヲ得ス此期間ヲ超ユル賃貸借ハ之ヲ五十个年ニ短縮ス

水貸借ハ常ニ之ヲ更新スルコトヲ得然レトモ其更新ノ時ヨリ五十个年ヲ超ユルコトヲ得ス

當事者カ水貸借契約ナルコトヲ明示シ其期間ヲ定メサルトキハ其貸借ハ四十个年ニシテ終了ス

本法頒布以前ニ期間ヲ定メテ爲シタル不動産ノ賃貸借ハ五十个年ヲ超ユルモノト雖モ其全期間有效ナリ

本法頒布以前ニ期間ヲ定メシテ爲シタル荒蕪地又ハ未耕地ノ賃貸借及ヒ水小作ト稱スル賃貸借ノ終了ノ時期及ヒ條件ハ日後特別法ヲ以テ之ヲ規定ス

(果報報告委員) 本條ハ二十个年トアルハ三十个年ト直リマス

(村田委員) 四十个年ニシテ終了スト云フハ如何ナル理由テアリマスカ歸リ水貸借ハ五十个年迄行クカラ五十个年ニシテモ宜ササウナモノテスカ修正ノ理由ヲ闡度イ

(松岡委員) 中數ヲ取タノテ中間テ先ツ無期ノモノナラ中間テ宜カロウト云フノテシヨウ短イ極點ト長イ極點ヲ折衷シタノテシヨウ

(箕作委員) 末項ハ本法頒布前云々トアルノハ「賃貸借ノ終了ノ時期」トアル彼レニ係ルノテシヨウソレナラ「水小作ト稱スル」ハ前ノ「本法頒布前ニ爲シタル」アレニ係ルノデスカ

(南部委員) 左様デス

(箕作委員) 水小作ハ此法頒布前ニシタハ水小作ハ特別法ヲ擬ノ頒布後ハ水小作ノ名ハナクナルカラ水借權デヤル積リテスカ

(果報報告委員) 左様デス

(笑作委員) 當リ前法律上何ント云フトモ是カラハ水借ト云フノ  
タスカ

(果報報告委員) 左様デス而シテ五十ケ年ヲ行クノデス

(大尾崎委員) 四十年ト今度入レタノテスネ

(果報報告委員) 左様デス

(元尾崎委員) 之ハ五十年ニシテモ宜ササウナモノデス水賃借ト  
云ヘハ水代ヲ子々孫々マテ行クノタカラネ

(村田委員) ソレナラ此項ハナクツテモ宜シイノデ四十年トシテ  
見レハイルノデス

(南浦委員) 期間ヲ定メテナイノダカラ中ヲ取タノデ宜シカロウ

(北島委員) 三十年カラ五十年ダカラソレチシテナケレバ極所ノ

長期ニ行クモ適當ナラヌカラ之カ宜カロウ

(元尾崎委員) 私ハ五十年カ宜カロウト思フ

(大尾崎委員) 中間ヲ取タノテ宜カロウト

(笑作委員) 宜ウ御座イマシヨウ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「二十ケ年」トアルチ「三十ケ年トシ他ハ原案ニ決ス

第百六十七條朗讀ス

第百六十七條 水賃借ハ水賃借契約ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ

設定スルコトヲ得ス其遺贈又ハ豫約ニ付テハ第百二十四條ノ  
規定ニ從フ

(元尾崎委員) 遺贈デ水賃借スルハ何フカ知ラヌ

(松岡委員) ソレハ、アタマ、デ齟齬ニ障ル、賣買テモ賃賃借テ  
モ遺言テスル杯ハ餘計ナコトデス

(渡委員) 之ハ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第百六十八條朗讀ス

第百六十八條 當事者相互ノ權利及ヒ義務ハ水賃借ノ設定契約ヲ以テ之ヲ定ム

特別ノ約束ナキトキハ下ノ規定ニ從フノ外通常賃賃借ノ規則ニ從フ

(果報報告委員) 契約トアルハ名義テスルガ此ニ名義トスルハ如何ナモノデスカ

(松岡委員) 名義トハ云ヘヌ

(果報報告委員) 「設定契約」ヲ宜シウ御座イマシヨウ、何セナレハ跡テヤルカラ契約ヲハナイカト云フ論モアリマシタカ

(笑作委員) 契約ヲ宜カロウ

(果報報告委員) 矢張契約ニシテ置キマシヨウ

(大尾崎委員) 宜ウ御座イマシヨウ

日本學術振興會

本條設定「名義」トシタルヲ「契約」トシ他ハ原案ニ決ス

第百六十九條朗讀ス

第百六十九條 水借人ハ水借地ノ形質ヲ變スルコトヲ得但永久ノ毀損ヲ生セシノサルコトヲ要ス

水借人ハ常ニ沼澤ヲ乾涸スルコトヲ得又水借地ノ作業ニ益ス可キトキハ其土地ヲ通過スル水流ヲ變轉スルコトヲ得

(村田委員) 「益ス可キトキ」ト云フハ何フ云フモノテシヨウカ

(元尾崎委員) 法律ノ出ル前ニ三十年ノ約束シテ借りマシタハ矢

張水借ト看做シマスカ

(大尾崎委員) 水借テス

(元尾崎委員) 法律力過ル譯テスカ宜シイカネ

(大尾崎委員) 元トノ形狀ニシテ戻スカラ害ハナイ

(村田委員) 田ヲ畑ニ山ヲ畑ニスルモ性質ヲ變ヘルデシヨウ

(松岡委員) 性質ト云フヨリモ形質ト云フノガ當ル穴ヲ堀タリ何カスルノハ形質ヲ變スルト云フ方カ宜シイ

(渡委員) 形質ヲ宜シイ

(南部委員) 形質ト云ヘルカ否實ハ形質トハ云フタ

(村田委員) 性質デスネ

(栗塚報告委員) 水借地ノ趣キヲ變スルコトヲ得ルヲ宜シイ

(北島委員) 形状ト云フノデスネ

(清岡委員) 三角ノ地面ヲ四角ニシテモ宜シイノダカラ形質ヲ宜シイ

(村田委員) 益ス可キトキト云フノハ元トノ様ニシテハ如何

(松岡委員) 益ス可キテ支イナイ

(元尾崎委員) 宜シイ

(渡委員) 宜シイ

日本學術振興會

(大尾崎委員) 宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第七十條朗讀ス

第七十條 水借人ハ原野ヲ開墾スルコトヲ得然レトモ所有者

ノ承諾アルニ非サレハ輪伐ニ供シタル小木林ヲ取除クコトヲ

得ス輪伐ニ供ヘサル樹木ト雖モ既ニ二十年ヲ過キ且其成長

ノ年期カ貸借ノ期間ヲ超ユ可キモノハ亦同シ

(栗塚報告委員) 「原野」ト云フ字ハ「叢林」トシタイ

(松岡委員) 原野ノ方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 萩ノアル土地ヲ主トスルノデスガ原野ト云フト數十里ニ涉ラ様ナ地ヲ云フ様テスカラ

(松岡委員) ソレハ「ネボケーション」ト云フモノデス原野ヲ

宜シイ



(栗塚報告委員) 原野ト云フト那須原ト云フ様ニナツテ仕舞マス

(箕作委員) 那須原モ運入テ宜シイノテシヨウ

(栗塚報告委員) 宜シイ

(南部委員) 山林原野ノ外ハナイカラ宜カロウ

(元尾崎委員) 小本林ト云フノハドウテスカ

(村田委員) 小樹林デスネ

(栗塚報告委員) 小本ノ林ヲ御座リマス斷ヤラ何ヤラ随分アリマシヨウ

(元尾崎委員) 竹箠ハドウテスカ

(松岡委員) 昔ナ運入ノデス

(元尾崎委員) 無理デスネ

(松岡委員) 民法ハ昔ナ額ヲ以テ押サナケレハナラン

(清岡委員) 小樹林テ宜シイ

(南部委員) 小樹林ハ宜シイ

(北島委員) 林費トハ云ヘンカ

(栗塚報告委員) 輸伐ニ供ヘタルハ何フテシヨウカ

(箕作委員) 宜イテシヨウ

(南部委員) 宜シイ

(清岡委員) 輸伐ト云フノハ順番ニ伐テ行クノテスカ是ハ左様テハナイテシヨウ

(栗塚報告委員) 適宜ニ採伐スルノデス

(清岡委員) 順番ニ伐ルハ澤山、山ヲ持テ居テ一方ヲ伐リ又一方ヲ伐リグル々過ハツテスルノデアルカ是ハ左様云フ場合テハナイ

(南部委員) 輸ハ左様テナイ輸購杯ト云フグル々廻ハルノデア又輸

回杯ト云テ一ツヲ云フノデ必ラス此林ヲ伐タラ向ウノ林モ伐ル云フニハ及ハヌ

(松岡委員) 小樹林ニ輪伐ハイラヌノテスネ原譯ニ依ルト小樹林ノ樹木ハ勿論ト云テモ宜シイソレカラ輪伐ニハ相違ナイカ樹木ニシテト大キナ方チ云フデス

(清岡委員) 定期ニ伐ルト云フノタロウ

(渡委員) 定期伐採ト云フ方カ宜シイネ三月伐ルノト八月伐ルノト極マツテ居ルカラ

(箕作委員) 時チ極ノテ伐ルチ輪伐ト云タノデス

(松岡委員) 上ノ輪伐チ除レハ宜シイノデ、原ノ譯モ小樹林ノ輪伐ハナイ

(村田委員) 輪伐ニ供ヘナイ樹木モアリマシヨウ

(松岡委員) 小樹林チ輪伐ニ供ヘルコトハナイチシヨウ、佛蘭西ニモ矮樹林デ輪伐ニ供フルモノハアリマスマイ

(箕作委員) 小樹林ト云フノハ時チ極ノテ根カラ伐チ仕舞フ即チ

未タ大キクナラヌニ伐チ仕舞フチ云フノデス

(北島委員) 定期採伐ノモノデスネ

(大尾崎委員) 定期採伐ニ供シタル小木林トシタラ宜シイダロウ

(南部委員) 六十二條ニハ大樹木トアルシスルカラ、上ノ「輪伐ニ供ヘタル」ハ削リマシヨウソレカラ次ニ伐採ニ供ヘタル樹木ト

雖モトヤリマシヨウ

(松岡委員) 上ノ「輪伐ニ供ヘタル」ハ再調査デ入レタノデシヨ

ウ

(栗塚報告委員) 輪伐ト云フ字チ伐採チ現ハスノデス

(南部委員) 下ニモアリマスカラ何方カ變ヘナケレハナラン六十ニ條ニハ定期採伐トアリマス

(清岡委員) 定期採伐ニ供ヘタル小樹林トヤリマシヨウ

(渡委員) ソレハイラヌノデス

(松岡委員) 小樹林ト云フノハ、テンデ、承諾ヲ得ナケレバヤン  
ナイノデス

(清岡委員) 小樹林ト云フモノハ伐ルコトハ宜シイガ抜クコトハ  
出来ヌト云フノデ、抜取ルコトヲ得スデス

(南部委員) 定期採伐ニ供ヘタルト云フト、供ヘサルハドウデス  
カ

(清岡委員) ソレハ宜シイ

(南部委員) 左様デハナイノデス

(大尾崎委員) 取り除クコトハ出来ナイノデス

(元尾崎委員) 輪伐ニ供ヘタモノテナケレバ伐ルコトモ出来ヌノ  
デスネ

(実作委員) 小樹林ト云フモノハ定期ニ伐ルハ伐ルヘキ筈ヲ伐ル  
ハ宜シイガ抜クコトハ出来ヌノデス

(南部委員) 定期採伐カ供ヘタルハ除クコトヲ得スト云フト供ヘ  
ヌモノハ宜イカトナルカラ

(清岡委員) 芽ヲ出シテ伐ルハ宜シイカ樹木ナラ抜クコトハ出来  
ヌト云フノデス

(南部委員) 六十一條ヲ御覽ナサイ、用益者大小樹木及ヒ云々ト  
アリマスガ矢張定期ノ採伐ヲ爲スノデ小樹林ハ定期ノ採伐ノ方ニ  
供ヘタカ供ヘナイカチ見ル如キテハアリマセン

(村田委員) 用收穫ハ地上權トハ違ヒ性質ヲ變スルコトモ出来ル  
カラ違ヒマス

(南部委員) 小樹林ニ供ヘタル供ヘナイノデ區別ハ御座リマセン

(村田委員) 定期採伐ニ供ヘタラ取レヌガ供ヘサレハ取テモ宜シ  
イ二十年以上成長期間中ハ取レヌガ其他ハ取テモ宜シイノデス

(南部委員) 定期採伐ニ供ヘタルト云フ字ハ元トナイノデス

(村田委員) 今度入レテ來タノテシヨウ

(南部委員) 供ヘタルト云フト供ヘヌモノカアル様ニ聞ヘル

(村田委員) 供ヘタルト供ヘナイノトアルノデス

(松岡委員) 左様テハナイ燐木タカラ根ヲ拔クコトハ出來ヌガ伐ルハ構ハヌト云フノテス

(清岡委員) 定期伐採ト云フコトハ云ハナケレハナラン、雖テ小樹林ハ取り除クコトハ出來ヌカ

(南部委員) 出來マセヌ

(松岡委員) 小樹林ハ伐ルノカ主義テス伐レハ又出テ來ルノデ燐木ハ如何ナル禁制カアルカト云フニ悉ク根ヲ出スコトハ出來ヌソレデハ芽カ出レハ伐テモ宜シイカ伐ルハ宜シイケレトモ、ヒツクリ反シテ耕地ニスルコトハ出來ヌト云フノデスカラ輪伐ニ供ヘタル小樹林ト云フカ悪イノデス

(清岡委員) ナクツテモ其額ニナルノテス

(松岡委員) 輪伐ト云フ字ヲ除ケレハ宜シイ

(箕作委員) 小樹林ハ佛蘭西ノ様ニ伐ルコトヲ得ルト見レハ宜シ

イ

(松岡委員) 小樹林ハ拔去ルコトヲ得ズ尤モ伐ルノハ宜シイ

(横村委員) 小樹林ト云フモノハ年季デ伐ルモノカアレバ宜シイカアリマス、年季デ伐ラヌモノテモ取除クコトガ出來マスカ

(南部委員) 年季デ伐ラヌモノガアリマシヨウカ

(松岡委員) 伐木ニナルノデ小樹林ト云フノハアリマセン

(横村委員) ソレカアレハ宜シイガネ

(南部委員) 輪伐ニ供ヘタルト云フト輪伐ニ供ヘナイ樹林ガアリマスカ

(清岡委員) アリマス

(南部委員) 如何ナルモノデスカ

(清岡委員) 幾ラモアリマス

(南部委員) 決シテアリマセン皆ナ定期ニ伐テ居ルノデス

(清岡委員) 小樹林ハ伐ル許リノモノト云フコトハ決シテアリマ

セン樹力小サイトキハ小樹林大キタナルト大樹林ト云フ位ヒナモ

ノデス

(渡委員) 大小樹林ト云フ字カアルノテスカ

(箕作委員) 左様テス伐ル可キ樹ト云フ字ニ直セバ宜シイ原語ノ

直譯テ云フト、伐採林ト云フノデス

(松岡委員) 小樹林ト云フノハ事實ニハ當ラヌガーノ論トシテソ

レデモ輪伐ニ供ヘト云フノガ何所ニアルカ、ナイカハ一ノ問題デ

ス

(箕作委員) 私ハ小樹林ト云フハアルト思フソレダカラ清岡サン

ノ論モアルノテシヨウ

(松岡委員) 六十一條デ小樹林竹林ハ勿論云々トアル彼所テ分ツ

タハ誤解シテ分ツタト云ハナケレハナラン

(箕作委員) 小樹林ト單ニアリマスガ伐採ス可キト云フ積リテス

ガ左様モ云ヘヌカラデス

(松岡委員) 小木林ト云フハ何ゾ別ニ字カ出來レバ格別此所テモ

上テモ小樹林ニ輪伐ニ供ヘル供ヘナイノ區別ハナイト云ハナケレ

ハナラン

(箕作委員) 其所ハ御尤モデス

(渡委員) 小樹林ハアリマスネ

(箕作委員) 小木林ト云テ極マツテ伐ルトハ日本語テハ云ヘマセ

ヌ

(松岡委員) 私ハ二ツノ問題ニシテ輪伐ニ供ヘタル小樹林ハナイ

カラ之ハ無論削ルトシテ、次ハ小木林ト云フ字ヲ柳ノ樹ヲ伐ル様ニ見ヘヌカラ文字ヲ擇ハナケレハナラント云フニツノ問題ニシマシヨウ

(大尾崎委員) 字ヲ擇ブハ六ヶ敷イ

(笑作委員) 原文ニ「ボア」「タイ」トアリ「伐ル」「森」トアルノデス

(南部委員) 小樹林ト云フ字ハ同ジテアリマスガ百七十條ニハ伐採ス可キトアリ六十一條ニ伐採ス可キトナイト違ヒマス

(笑作委員) 六十一條ハ小林許リテハナイ土地ノ用益者カアリ土地ノ内テ大小樹林ト云フモノカアルノデス

(槻村委員) 小林ハ樹林ノ儘デ借リテソレヲ用益スル人テス此所ハ土地ヲ借リテ土地ニ付テ收益シナケレハナラントスル土地ニ樹木カアル、樹木ハ何セズセト云フ樹林ト前ニアツタカラ此所デ

樹林ト云タカラ定期テ伐ルモノト極マルト悪イ

(南部委員) 此所ヲ直セバ前モ直サント此所許リ輸伐ニ供ヘタルト云フハ入レ悪イト云フノデス

(大尾崎委員) 同シニシテモ宜シイテシヨウ

(南部委員) 輸伐ニ供ヘル小樹林ト供ヘナイモノトニツアリマス

カ  
(大尾崎委員) 小樹林ト云タラ必ラス輸伐ニ供ヘタモノトハ云ヘマセヌガ併シ適當ナ字カナケレハ輸伐ニ供ヘタルト云ハナケレハナラン

(南部委員) スルト六十一條ト支イガアリマス

(渡委員) 採伐樹林トカ伐木樹林トカ云フ字ヲ掃イテハ如何デスカ

(栗塚報告委員) 年々伐テ新芽ヲ生ヤセル山ハ日本デハ何ト云フ

カ

(元尾崎委員) 新山デス

(北島委員) 焚木山デス

(渡委員) 伐ルコトニ極マツタ山ト見レバ宜シイ

(箕作委員) 輪伐ニ供ヘタルト云フト供ヘナイモノカアリマスカ  
日本ニハアリマスマイ

(横村委員) アリマシヨウ

(箕作委員) アリマスマイ、アレバ何ンナモノテスカ

(南部委員) アリマセン

(村田委員) 植木杯ハアリマス、焚ナトハ小樹林テアレハ伐ラレ  
テハ瀧ラヌ

(箕作委員) 採伐林ニシテ置キマスカ

(渡委員) 宜シカロウ

民再六ノ一二八

(北島委員) 採伐林ト云ヘバ輪ハナイ

(松岡委員) 新規ニ字ヲ掃ヒルト日本デハ伐採林ハドウナルカ採  
伐林ト云フハオカシイダロウ

(北島委員) 焚木林ト云テハドウカ

(箕作委員) 小樹林ヨリモ採伐林ノ方ガ宜シイ

(元尾崎委員) 定期採伐ニ供ヘタル樹林ヲ取り除クコトヲ得スト  
シテ宜シイト思フ

(松岡委員) 左様スルト、供ヘザルハ取り除ケテモ宜シイカ

(村田委員) 定期伐採ニ供ヘタル樹木ヲ宜シイ

(南部委員) 樹木トナツテハ大體テアリマス

(栗塚報告委員) 林ノ字ハ止メテ、根カラ伐ル樹ト云フ字ハアリ  
マセンカ

(元尾崎委員) 定期伐採トシテ宜シイ

(渡委員) 定期伐採テハアリマセン自由ニ伐ルノデス

(栗塚報告委員) 註ニモ立派ニ云テアリマスガ、炭薪ヲ造ルコトニ云テアリマス

(北島委員) 茨木山テスネ

(南部委員) 此所許リテハ宜シイカ用益權ノ所テ困リマス

(松岡委員) 定期伐採ニ供ヘサルモハ決シテアリマセン性質上伐ル可キ筈タカラ文字ヲ作ルニ及ハヌ

(渡委員) 伐木林トシテ置キマシヨウ

(松岡委員) 六十一條ヲ小樹林ト唯タノト分ケタカラ此所ハ輪伐ニ供ヘタルト云フ字ヲ除テ小樹林ヲ抜クコトヲ得ズト云テ置ケハ宜シイ

(栗塚報告委員) 幹ヲ大キクスル樹ト伐テ仕舞樹トノ區別デス

(元尾崎委員) 輪伐ニ供ヘタトカ定期伐採トアルカラ取り除クコ

トヲ得スガ分ルガ唯タ小林ト云フト伐ルコトモ出来ヌ様ニナリマス

(松岡委員) ソンナコトハアリマセン

(元尾崎委員) 採伐林トヤリマシヨウ

(南部委員) 六十一條モ左様ヤリマスカ

(北島委員) 定期採伐ト云フコトヲ先ツ入レルカ否ヲ起立ニ問フテハ如何

(元尾崎委員) 假リニ採伐林トシテ置キマシヨウ

(南部委員) 小木林ハ定期採伐ト云フニ及ハヌト云フノデアリマスカラ、ソレハ別ノ語テアリマス

(元尾崎委員) 末文ニ論カアルガ伐テ構ハヌト云フト根カラ取ルモ構ハヌカトナル、所カ左様デナイ大キナ樹ハ伐ルコトモ出来ヌノテ引抜クコトハ出来ヌト云フト伐テモ宜シイトナルノデ、所ガ



左様テハナイ、タカラ精神ハ亦同シデハイカヌ

(村田委員) 取除クタルカラ之チ宜シイ、元トハ抜キ取ルトアツタノデス

(元尾崎委員) 意味ハ根ヲ取ルコトハナラヌト云フノデス、亦同シト云フト伐ルコトモナラヌト云フハ無理ナ話デス

(箕作委員) 爾ニハ定期ニ伐ル樹木ニアツテ而シテ斯フスルモノハ抜キ取ルコトハ出来ヌトアツタノデス

(松岡委員) 大キクナラセルノデス、大キクナラヌ樹ハ二十年後ヲモ宜シイ併シナカラ樹ハ何時ヲ終リカハ大ケ敷イ問題デス

(南都委員) 伐採木トナツテハ何フモ悪イソレヨリモ寧ロ伐採ニ供ヘタル木林ト云ヘハ格別デシヨウ、採伐林ト云フト林テ伐ラヌ樹ハナイトナルカラ、定期ト云フ字カアツテ始メテ採伐ノ用ヲ爲スノデ、採伐セヌ林ハナイカラ

(元尾崎委員) 定期採伐ニ供ヘタル樹林ヲ取除クコトヲ得スシテ宜シイ

(南都委員) 寧ロ其方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 大樹木テナイチ見セルノデスカラ小樹林ト云ハナケレハナラン

(清岡委員) 採伐ニ供ヘタル小樹林チ宜シイ

(栗塚報告委員) 小木林チ小樹林トナスツテハ如何

(南都委員) 六十一條ハ大小木林トアル小樹林ト云フハ小サイ林ニナリマス

(元尾崎委員) 小木林チ宜カロウ、ソレカラ亦同シデハイカヌ

(南都委員) 亦同シテ宜シイ

(元尾崎委員) 採伐スルコトヲ得スト何セ書ケマセンカ

(清岡委員) 二十年位ヒテ成長ノトナツテ仕舞樹ハアリマセン

(村田委員) アルモノト見レハ伐テモ宜シイノデス

(松岡委員) アレバト云フ位ヒナコトデシヨウ

(清岡委員) 庭樹デモ二十年位ヒテ成長力止マル譯ケハアリマセ

ン

(横村委員) アリマスマイ

(村田委員) ナケレハ此ンナコトチ云ハヌカ宜シイ

(南部委員) 二十年デ成長力止マルコトハアリマスマイ

(元尾崎委員) 採伐スルコトチ得ストヤツテハドウデスカ

(南部委員) 亦同ジテ宜シイ

(横村委員) 採伐スルコトチ得スデ宜シイ

(大尾崎委員) 採伐スルコトチ得ストシテ宜シイ

(栗塚報告委員) 定期採伐ニ供ヘタ小樹林、又定期採伐ニ供ヘサル樹木ニシテ云々超ユ可キモノハ之ハ取り除クコトチ得ストシテ

ハ如何

(箕作委員) 同シコトデス

(南部委員) 原案テ宜シイ

(渡委員) 原案テ宜シイ

(横村委員) 原案テ宜シイ

(南部委員) 定期採伐ニ供ヘナイノデ採取ルコトガ出来ヌト云フ

ノデシヨウ

(栗塚報告委員) 二十年過キヌモノハ伐テモ宜シイノテス、小樹

林ハ被クコトハ出来ヌシ況ンヤ山チ開墾シヤウト云フトキ小樹林  
カアツテ焚木テモ出ル必要カアレハ被テハイカヌノデ林チ保存シ  
ナケレハナラン其賜ニ二十年經タヌ杉ノ樹カアルトソレハ伐テモ  
宜シイノテ二十年以上ハ伐ルコトハ出来ヌノテアリマス

(清岡委員) 十年ノ慣習チヤツタモノガ二十年ナラ伐テモ宜イ杯

ト云フハ困リマス

(北島委員) ソレハ別段ノ話デス

(栗塚報告委員) 之ハ用收權ト見合セテヤツテ來タノテアリマス

(大尾崎委員) 十九年モ經タモノヲドシ々伐ラレテハ溜リマセ  
ン

(清岡委員) 百七十條ハ除テ仕舞テハドウテスカ

(南部委員) 樹木ニシテ二十年經ヌモノハ伐テ宜シイカ悪イカテ  
ス

(松岡委員) 伐テモ宜シイ

(栗塚報告委員) 拔ノテ宜シケレハ無論伐テモ宜シイテシヨウ、  
定期採伐ニ供ヘサル樹木デ、諸リ開墾シヤウト思タトキニハ引拔  
クコトカ出來ルノト出來ヌノトアルト云フノデス

(南部委員) 亦同シダカラ引拔コトヲ得スダロウ

民再六ノ一三二

(栗塚報告委員) 二十年超ヘタラ出來ヌト云タラ伐ルコトハ無論  
出來ヌト云フノデス

(清岡委員) 二十年以内ナラ伐テ宜シイト云フ様ナ暴ナコトヲ法  
律カ敷ヘルニハ及ハヌ

(栗塚報告委員) 如何ナル樹ハ伐テ宜シイト云フノデス

(清岡委員) 餘リ干渉過クルノデス

(栗塚報告委員) 引拔クコトノ出來ルト出來ヌハ斯フト云フノデ  
ス

(大尾崎委員) 十九年ノ樹ハ拔カレルノテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(大尾崎委員) ソレハ溜ラヌカラ、箇様ナコトハ法律ニ據ケナイ  
カ宜シイ

(南部委員) 法三章デ役ヲシタ様ナ譯ケトハ違ヒマス

(清岡委員) テーブル論デハ駄目デス

(横村委員) 伐採スルコトヲ得ストシテ往キマシヨウ

(南部委員) ソレテハ上ハ小木林ヲ採取ルコトヲ得ス定期採伐ニ  
供ヘサル云々トシマシヨウ

(松岡委員) 宜シイ

(元尾崎委員) 二十年ヲ除ロウテハアリマセンカ、樹木ニシテ成  
長ノ年期カ貸借ノ期間ヲ超ユ可キモノハ伐採スルコトヲ得ス  
トシテ宜シイ

(北島委員) ソレテ宜シイ

本條ハ「輪伐ニ供ヘタル」ノ七字ヲ削リ小木林ヲ採取ルコトヲ得  
ス定期採伐ニ供ヘサル云々期間ヲ超ユ可キモノハ伐採スルコトヲ  
得ス」ト修正シ他ハ原案ニ決ス

第七十一條朗讀ス

民再六ノ一三三

第七十一條 永借人ハ如何ナル場合ニ於テモ所有者ノ承諾ア  
ルニ非サレハ主タル建物ヲ取除クコトヲ得ス從タル建物ト雖  
モ其存立ノ時期カ貸借ノ期間ヲ超ユ可キモノハ亦同シ

(元尾崎委員) 之ハ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第七十二條朗讀ス

第七十二條 前二條ニ從ヒ永借人カ建物又ハ樹木ヲ取除キタ  
ルトキハ其物料及ヒ材木ハ所有者ニ屬ス

(元尾崎委員) 前二條ヲ取除クコトハ出来ヌノテハアリマセンカ

(南部委員) 其方ノモノデス

(北島委員) 之ハ無論宜シイ

(元尾崎委員) 伐テモ所有者ニ屬シマスカ

(村田委員) 之ハ永借ノ然ラシムル所デス

(松岡委員) 小樹林ト云フ方ハ借り人ニ屬シ大キ方丈ケ所有者ニ屬スノテシヨウ

(南部委員) 左様デス

本條ハ原案ニ決ス

第七十三條朗讀ス

第七十三條 永借人ハ其分限ヲ以テ地底ニ在ル礦物ノ採掘ヲ繼續スルコトヲ得ス

永借人ハ採掘ノ特許ヲ得タル者ヨリ所有者ニ拂ヘル償金ニ付キ何等ノ權利ヲモ有セス然レトモ右特許ヲ得タル者ノ地表ニ加ヘタル損害ノ爲ノ賠償ヲ受タルノ權利ヲ有ス

(南部委員) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第七十四條朗讀ス

第七十四條 永借地ニ既ニ採掘ヲ始メ且特別法ニ從フヲ要セサル石類石灰類其他ノ物ノ石坑アルトキハ永借人ハ其收益ヲ繼續ス

其石坑ヲ未ダ採掘セス又ハ其採掘ヲ廢止シタルトキハ永借人ハ永借地ノ改良ノ爲メ石其他ノ物料ヲ採取スルコトヲ得

(採掘報告委員) 本條ハ且特別法ニ從フ云々ノ數字ヲ削テ「永借地ニ既ニ採掘ヲ始メタル石、石灰砂利等ノ石坑アルトキハ云々ト修正シタイ、之ハ御承知ノ通り去年一月何日カノ會議ニ申マシタカ農商務省カラ閣令カアツテアレデ石ハ何テモ宜ウナリマシタカラ

(南部委員) 代理石杯ハ残テ居リマス

(採掘報告委員) 永借ニ云フ石ノ類ハ皆ナ許シテ仕舞マシタイ

(大尾崎委員) 原案ヲ宜シイ

(松岡委員) 原案ヲ宜シイ

(村田委員) 併シ特別法ニ從ハナケレハナランコトハナイ

(清岡委員) 水晶杯ハドウカ

(元尾崎委員) アレハ特別法デス

(箕作委員) 宜シイテショウ

(元尾崎委員) 灰チ地カラ採ルコトカアリマスカ

(栗塚報告委員) アリマス

(元尾崎委員) 石灰ハ採掘スルモノテハアリマセン

(樺村委員) 石ヲ採掘シテ焼ノデス

(栗塚報告委員) ソレカラ末項改良ノ爲ノト云フハ改良ノ爲ノ爲  
ノトシタイ

(南部委員) イルマイ

(村田委員) 改良ノ爲ノテ宜シイ

(元尾崎委員) 改良ノ爲ノト入レヤウ

(箕作委員) 改良ノ爲ノテハナイ、唯ダ是丈ケノコトガ出来

ルト云フノテアロウト思ヒマス

(栗塚報告委員) 註ニハ左様云テハ居リマセン

(松岡委員) 言ヒ詰ノレハ外ノコトハ出来ヌト云フハ自カラ分り

マス

(南部委員) 定期産出物ノミト云フ條カアルカラ宜シイ併シ前ノ

文例カアルカラ此所許リ入レヌト云フコトカ出来ヌカラ彼方等テ

入レマシヨウ

(元尾崎委員) 行マシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第百七十五條朗讀ス

第百七十五條 水貸人ハ水貸借契約ノ當時ノ現状ニテ水貸物チ

引渡スモノトス

水貸人ハ貸借ノ期間大小修繕ヲ負擔セス

(渡委員) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第七十六條朗讀ス

第七十六條 意外ノ事又ハ不可抗ノ力ニ因リテ貸借ノ期間ニ起リタル毀損ハ借賃ヲ減スルノ理由ト爲ラス但第八十一條ニ定メタル解除ノ權利ヲ妨ケス

(渡委員) 解除ハ銷除テシヨウ

(稟報報告委員) 銷除ヲ御座イマス

(元尾崎委員) 七十五條ダスネ當事ノ現状ニテト云フハ何フ云フノダス

(稟報報告委員) 約束シタ時ノ儘ト云フノダス

民再六ノ一三六

(清岡委員) 之ハ前ニ大變議論カアツテ若シ水借人カ構ハス置クト損害ヲ蒙ル虞アルトキハ水借人ヲシテ負擔セシムルト云フ但書ヲ加ヘ據ト云フコトガアリマシタ

(南都委員) 定期借賃ヲ拂フカラト云フノテシタ

(清岡委員) 借賃ヲ拂テモ家ハ雨漏ルニ其儘ニシテ置ケハ朽ルシ又石炭、川欠ケニナツテ來タトキ修繕シナイト田地モ流カサル所ガ今二三年タカラ構ハズト云フ了見デ修繕シナイトキハ所有者ガスルケレトモ借人ノ爲ス可キ義務ヲシナイノタカラ其時ノ費用ヲ取ルノダス

(松岡委員) 水借人ハ負擔セスト云タラ分ルル貸借テハ大修繕ハ貸人カスル此所テハ水借人期間内大修繕ヲ負擔スト云テハドウデスカ

(元尾崎委員) ソレハ宜シイ

(渡委員) 借リタ人ノ方ニ持タセルカ宜シイ

(村田委員) 質借人ナラ求メラルルケレトモ水借人ハ出来ヌト云  
フカ宜シイ

(元尾崎委員) 質借人ハ是非シナケレハナラント云フノデ、スル  
ト清岡サンノ云フ様ニ打違テ置クコトハ出来ヌカラ宜シイ

(樺村委員) 土地サイ變換スルモノダカラ原案ヲ宜シイ

(栗塚報告委員) 原案ヲ宜シイデシヨウ

(南部委員) 原案ヲ宜シイ

(清岡委員) 土地ヲ害サナケレバ變スルコトモ出来ルガ害スルコ  
トニシテハ出来マセン

(村田委員) 害シテ出来ルノデス水借人ハ唯ダ永久ノ損害ハイカ  
ヌノデスカ期限ガナイカラ何ンナコトチシテモ構ハナイノデス

(松岡委員) 擔保セヌ方ノ性質チ云フト用益者モ同シ様ニナル、

水賃借ニナルト擔保セヌノデス、タカラ用益者モ處有者ハ擔保セ  
ヌノデアリマシヨウ

(栗塚報告委員) 併シ水賃借ト通常ノ賃借ニ之チ云フノタカラ見  
セタ方カ宜シイ通常ニハ負擔スルカ併シ此所テハ負擔セヌト云フ  
カラ新ク言葉チ立ルカ宜シイテシヨウ

(南部委員) 宜シイ

(清岡委員) 負擔スト云テ置ケハ賣ノル道具カアルカラホ左様シ  
ナケレハナラン

(樺村委員) 原案ヲ宜シイ

(元尾崎委員) 原案ヲ宜シイ

(清岡委員) 川欠ケ杯カアレハ何フシマスカ

(元尾崎委員) 説明ノ誤リニ非ラス

(村田委員) 放テ置ケハ自分ノ損タカラ是非爲マスシナケレバ損



デス

本條ハ原案ニ決ス

第七十七條朗讀ス

第七十七條 水借物ニ賦セラルル通常又ハ非常ノ租稅其他ノ

公課ハ水借人之ヲ負擔ス租稅法ニ依リテ水借人ヨリ徵收スル

トキハ水借人ハ之ヲ償還スルコトヲ要ス

(笑作委員) 之ハ前ト反對ニ書イテアリマスネ

(村田委員) 前ト反對ヲ宜シイノデスネ

(笑作委員) 百四十九條ハ若シト云フ字ヲ入レテ徵收スルコトアルトキハトヤリマシタ

(南部委員) 此所モ左様ヤリマシヨウ

(元尾崎委員) 之ハ宜シイ彼レハ借家人カラ租稅ヲ取立ツルコトハナイ、萬一便宜ニ因テ取立ルニシテモ請リ家主モ假ニ拂ハセル

トアルガ徵收テナイカラ之ハ水賃人カ出ス可キ筈デス

(南部委員) 水賃人カ租稅ヲ出スコトハアリマセン

(元尾崎委員) 水賃人カラ徵收スルガ當リ前デ、ソレタカラ水賃人カ負擔スト書クノデス設ヒ水賃人カラ出サセテモ償ヒ戻サナケレハナラント云フノデス

(村田委員) 水賃人カ出サナケレハナラン

(笑作委員) 水賃人カ拂テ償キ水賃人カ負擔スル方カ多ヒテシヨ

ウ

(清岡委員) 水賃人負擔スト云フノハ現行法ニ違テ居リマス

(南部委員) 此所ニ負擔スト云フノハ實際負擔スルノデアリマス

(清岡委員) 水賃人ハ賃賃人ニ對シテ償還ス可シ所有者之ヲ擔任スルト雖モ水賃人ハ云々トアリマス

(南部委員) 同シコトデス

(松岡委員) 現行ノ租税法カラ云フト表向ノ擔任ハ貸人ガスル、併シナガラ償還サレヌデハ協ハヌカラ修正シタノデシヨウ

(横村委員) 之ハ宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス後チ百八十條ヲ議スルニ方テ「水借物ニ賦セラ  
ルル通常又ハ非常ノ租税其他ノ公課ハ水貸人ヨリ徴收ト雖トモ水  
借人之ヲ償還スルコトヲ要ス」ト修正ス

第一百七十八條明瞭ス

第一百七十八條 敷人カ一箇ノ契約ヲ以テ一箇ノ不動産ヲ水借シ  
タルトキハ借賃ヲ拂フノ義務ハ各水借人又ハ其相續人ニ在テ  
ハ連帶ニシテ且不可分ナリ

(箕作委員) 上書ニシテアル「百四十六條ノ次ニ移スノ建議ト云  
フノハ何フ云フ譯ケデスカ

(松岡委員) 建議ハ宜シイ

民再六ノ一三九

(栗塚報告委員) 借據ナ理窟ハ採用出來ヌノデアリマス何フ云フ  
モノデ今村ガ借據ナコトヲ云フノハ分リマセン

(松岡委員) 唯ダノ質貸借デ一箇ノモノデ随分永久ノモノカアル  
カラソレハ連帶不可分ゾヨト云フテモ差支ナイ

(栗塚報告委員) 連帶テナイ完全ナル不可分デアリマス

(村田委員) 質借ニハ押付ケラレナイ、動産カアルカラ困ル使フ  
共有物ナラ宜シイガ、賦テヤツタトキハ困ルデアアリマセンカ

(松岡委員) 一ノ動産モ不動産モ同ジデス

(箕作委員) 敷人デ不動産ヲ借リタ時分、ソレデハ連帶義務ニシ  
テハ賤ト云フノデスネ

(栗塚報告委員) ソレ丈ケデアリマス

(松岡委員) 法理カラ云フト構ハヌ、不動産ハ出來テ動産ハ出來  
ヌト云フコトハナイ

(村田委員) 動産ヲ或ル物ヲ今日私力持テ明日貴君力持カ分ラヌカラ不可分ナラ宜シイガ

(松岡委員) 一ノ物ヲ數人ガ持トカ連帶ト云ヘハ何所モ同シデス

(村田委員) 此所ハ法律ヲ押付ケルノデアリマスカラ

(元尾崎委員) 再調査ノ意見ヲ採用シヨウト云フノデスカ

(松岡委員) 左様

(清岡委員) 何フ云フ理窟ヲ貸借ニ許サヌト云フノカ

(村田委員) 貸借ニハ動産モアルカラテス此ハ動産ハナイ水賃借ハ不動産ニ極マツタモノデス

(松岡委員) 不動産ハ是丈ケ出來ル動産ハ出來ヌト云フコトハナイ

イ

(南部委員) 唯タノ貸借ト水賃借ハ區別カアリマス

(松岡委員) ソレハ違フガ連帶サセルトサセヌハ區別ハナイ

(南部委員) 物權ニシテモ性質ニ因テ違ヒマス

(元尾崎委員) 前ヘヤル方カ宜シイ

(村田委員) 前ヘヤツテハイカヌ動産ニモ導入テ仕舞フ

(元尾崎委員) 宜シイ、反對ノ合意カアレハ宜シイ漫然ト二人三人テ借りタラ斯フナルトシテ宜シイ

(栗塚報告委員) 期限ノ長イ時分ハドウテスカ

(箕作委員) 長イカラト云フカ長イ短ヒニハ關セヌネ

(松岡委員) 道理カラ云フト一箇ノ物ヲ數人ニ貸スノダカラ連帶サセルカ適當デス

(栗塚報告委員) 重モニ土地水賃借ハ地面テアルガソレデ相續人ノ水賃借ト云フモノヲ借入レテハ大體大勢ノ者ノ義務者カ出來ルテシヨウソレモ借入ヘルノハ隨分面倒テモアルシ又欠ケタ者カアツテモ困ルト云フ理窟デス

(箕作委員) 平常ノ賃貸ニモ義務者ハ二人ナリ三人ナリ極マツテ  
居ルノテシヨウ

(松岡委員) 使フ後チハ皆テ不可分ト云フノテハナイ一箇ノモノ  
ナシテ數人借人カアレハ分ツタコトハナイト云フ理窟ト法律ヲ立  
ツル上カラ云フト區別ノ立テ様ハナイ

(南部委員) 起業者カ學力ヲ以テ書イタノダカラ宜シイト云フノ  
デス、好イ加減ニ直スヨリモ原案ニ從フタラ宜シイ

(松岡委員) ソレヨリ外ナイノテシヨウ

(南部委員) 併シ理由ハアリマス、永賃借ト云フモノハ不動産ヲ  
然シテ即チ土地デス、不動産ノ永賃借人ハ果シテ不可分ニシテ置  
カント相續人杯ノ間ニ葛藤ヲ生スルト云フノデス

(箕作委員) 相續人ハ初ノカラ分テ居ルカラソレカ違フト云フハ  
何フ云フ其所ニ學理カアルノテスカ

(南部委員) 此所ハ御承知テシヨウガ不可分ナリト云フノカ旨意  
テスガ、連帶ハ不可分カト思フカラテス

(箕作委員) ソンナラ連帶シテ且不可分ト云フカ

(元尾崎委員) 建議採用

(栗塚報告委員) 之ハ永賃借テ長イ間ノ條件カアルカラデスガ尋  
常ノ賃借モ連帶ニスルト云フノハ不條理デス

(松岡委員) 何レモ一ニスルナラ宜シイ即チ双方モ連帶ニシテ宜  
シイ

(南部委員) ソレハ能ク講究シナケレハナラン

(栗塚報告委員) 此所テ連帶ニシテアルカラ通常賃賃借モ連帶ト  
云フハ不都合デス

(南部委員) 之ハ今一應圓ヘテ貰フカ宜シイ

(元尾崎委員) 分ツテ居リマス

(南部委員) 地役杯モ對照シテ見ナケレハナラン

(松岡委員) 建議採用シテ上ヘ以テ繰込テモ宜シイ

(清岡委員) 水貸借ト普通貸借トハ變ハル方カ宜シイ

(村田委員) 原案ヲ宜シイ

(栗塚報告委員) 註ニモ云テ居リマスガ多數ノ人カ貸借スレハ即

チ會社ノ如キニ看做ス、會社員タカラト云テ居リマスソレタカラ

連帶義務ニスル理窟モ出來ルガ尋常ノ貸借テハ左様ハ往キマセン

(樺村委員) 建議採用

(箕作委員) ソレデハ多數ダカラ建議採用トシマシヨウ

(栗塚報告委員) ソレテハ左様致シマシヨウ

本條ハ百四十六條ノ次ニ移スノ建議ヲ採用シ「水借」トアルハ「  
貸借」ト改ノ其他原案ニ決ス

于時正午十二時休憩

午後一時十分開會

(箕作委員) ヤリマシヨウ

(第七十九條ハ起案者自ラ削除)

第百八十條朗讀ス

第百八十條 水貸人ハ三ヶ年間引續キ貸賃ノ拂入ヲ受ケサルト

キハ水貸借ノ解除ヲ請求スルコトヲ得

又水借人カ他ノ債權者ノ追訴ニ因リテ破産者又ハ無資力者ト

宣言セラレタルトキハ水貸人ハ拂入ノ不足ノ多少ニ拘ハラズ

解除ヲ請求スルコトヲ得但其債權者カ借賃ヲ振約ニ依リテ拂

入ルルコトヲ擔保スルトキハ此限ニ在ラス

(栗塚報告委員) 第二項ヲ改メタイノテスカ、破産者又ハ無資力

ト宣言セラレタル云々トアルチ、破産又ハ無資力ノ宣言ヲ受ケタ

ルトキハトシテソレカラ拂入ノ不足云々トアルチ、借賃滞高ノ

トシテ借賃ヲ延滞ナク拂入レルトキハ此限ニ在ラストシテ宜シイ  
ト思ヒマス

(大尾崎委員) 宜シイ

(松岡委員) 其トキマテ滞リナシニ當リ前收獲ノトキ拂テ居ルト  
ソレカラ今青田ニナツテ種ヲ作テアルトキ生レタラ拂フトキハ來  
ナイノダスガ其時分ハ何フナリマスカ

(村田委員) 拂入ノ不足ノト云フハ宜クナイガ、一項ノ方カラ云  
フト水賃ハ賃人カ三ケ年拂ハヌトキ解除スル併シナカラ簡條ナ場  
合ニハ前ノコトニ拘ハラヌ解除力出來ルノデテリマス

(松岡委員) 未ダ期限モ來ナイニ不足トモ言ヘナイデシヨウ

(箕作委員) 殘ラス拂ハセテモ銷滅力出來ルノデシヨウ

(元尾崎委員) 幾ラカ滞テ居ルノテシヨウ

(大尾崎委員) 拂入レニ不足ハナクツテモダロウ

(元尾崎委員) 左様テナイ

(清岡委員) 有無ニ拘ハラヌデシヨウ

(村田委員) 少シ許リ不足カアツテモダス

(松岡委員) 約言スレハ皆拂テアツテモダナ

(元尾崎委員) 英文ニハ少シテモ意テ居タラ破産ノ場合ニハ取消  
力出來ルト云フノダス

(松岡委員) 拂入レノ不足ト云フノハ滞リナクシテ居テモ無費力  
破産カ一條件ニナツテ銷滅サルルトナルノデシヨウ左モナケレハ  
收獲シナケレハ拂ハヌハ當然ノコトダス

(村田委員) ソレハイカヌ拂ハヌ中ハ銷滅ハ出來ヌノデ少シモ不  
足シテカラ出來ルノダス

(元尾崎委員) 左様云フ意味テス

(村田委員) 地上權タカラ賃借人カラ一分不足シテモ出來ルガ水

借ノ方ハ三ケ年間不足シナケレハナラント云フノダカラ鄭重ニシ  
テ居ルノデ此方ガ宜シイ

(果報報告委員) 報告委員テハ矢張滞リカアツタラト云フノテ滞  
リカナケレハ往カヌト云フ旨意ヲ御座イマス

(松岡委員) 拂入ノ不足ノ多少ニ拘ハラスト云フノハ何フ云フ譯  
ケデスカ

(果報報告委員) 一期ニ滞タカ二期ニ滞タカ知ラヌガ滞リカアツ  
タラ銷除ノ請求カ出來ルト云フノデス

(松岡委員) 註ノ仕舞ニ、然レトモ他ノ債權者ノ爲ノ破産シ云々  
質貸人ノ己レノ權利ヲ保護スルヲ拒ム能ハヌ云々トアルカ

(果報報告委員) 己ノ權利ト云フハ永貸人カ自己ノ權利ヲ保護ス  
ルノデス

(松岡委員) 拒ムコト能ハヌハ難テスカ

(笑作委員) 拒ムト云フハ保護ヲスル様ニシナケレハナラント云  
フノデス

(松岡委員) 債權者カ擔保シナケレハ皆取テ仕舞コトガ出來ルノ  
テス

(笑作委員) 左様云フ鹽梅ニ原書ニハ見ヘルガトウモ其債權ヲ訴  
追ニ因テハ是カラ御前サンノモノト看做シテ銷除ノ請求カ出來ル  
ト云フノデアロウ

(松岡委員) 併シナカラ他ノ人カ納ノルト云ヘハ宜シイノデ、ス  
ルト自分ノ不足カ四文テモアツタラ出來ル四文モナケレハ出來ヌ  
ト云フコトハアリマスマイ

(笑作委員) 御説ノ様ニ見ヘルカ文章ハ説ヒ一文ノ滞ハナクツテ  
モ是カラ先滞リタラト云フ意味ダロウ

(元尾崎委員) ソレハ悪イネ

(笑作委員) 多少ニ拘ハラストハナイノデ少シテモ滞リト云フコトハ何フセ取レヌカラ解除請求カ出来ルト云フノデス

(南部委員) 破産無資力ノ宣告ヲ受ケル時分滞テ居ルモノハナイトハ見ラレナイ皆滞テ居ルダロウ無資力破産ニナルモノタロウ、ソレカラ留滞ヲ立テ居ルノデス

(稟報報告委員) 起案者ハ左様ヲ御座イマス

(笑作委員) ソレニ滞リカナカツタラ何フスルノデスカ

(稟報報告委員) 本條ノ意味ハ左様ナルト云フノデス

(笑作委員) 精神ヲ約ノルト一文モ滞リナタツトモ破産シタ者ハ他ノ債權者ノ訴追ヲ無資力ノ宣告ヲ受ケタラ、モウ取レタカラ云フノテ解除ヲ求ノラルト云フノデシヨウ

(元尾崎委員) 收獲物ヲ充テニ拂フノダカラ無資力ノ宣告ヲ受ケタラト云テモ收獲力ナイ故拂フコトハナイカラ滞リガ現ニナイ以

上ハ解除サレテハ滞ラヌ

(大尾崎委員) 無資力破産者ナレハ田地ノ肥料モ出来タカラ拂ヘヌモノト云フノテシヨウ

(元尾崎委員) 水飲百姓ハ三文モ持タズ畑ヲ作テヤルノデス

(南部委員) 無資力ト云フノハ身代限トハナラヌト云フ場合タカラ無資力ト云フハ一文モナイト云フトキテハアリマセン

(松岡委員) 之ハ起案者ニ一ツ聞クカ宜シイ

(南部委員) 聞ニ及ハヌ

(元尾崎委員) 幾ラカ滞リカアルモノトスルカ

(松岡委員) 破産無資力ハ條件ニナツテソレカラ解除カ出来ル併シナカラ保證カアレハ契約ヲ繼續サセルト云フノデス

(大尾崎委員) 左様テス

(元尾崎委員) 原案ノ通りナラ不足ノ多少ニ拘ハラスタカラ不足



カアツタラデシヨウ

(南部委員) 滞リカアルト見テ居ルノデ自然ニ法律ヲ解スルカ左  
機解シテハ往カヌノデス

(松岡委員) 多少不足カアルモノト見ルノデシヨウ

(大尾崎委員) 左様デシヨウ

(栗塚報告委員) 滞リノ有無ニ拘ハラスナラマタ宜シイ

(大尾崎委員) 滞ラヌテモデシヨウ

(松岡委員) 有無ニ拘ハラスナラ宜シイ今一層言葉ヲ換ヘテ云フ  
ト延滞ノ有無ト云フモ同シテ拂入不足ノ有無ニ拘ハラスナラ宜シ  
イ多少ニ拘ハラスト云フト少シノ不足アルト見テ居ト云フガ、ス  
ルト去年ノ収益ニハ立派ニ納ノ此春破産無資力ニナツタラ何フテ  
スカ

(栗塚報告委員) ソレモ遁入ノテス

(清岡委員) 破産無資力ノ宣告ヲ受ケタラ銷除ヲ請求スルコトヲ  
得テ宜シイ

(横村委員) 立派ニ拂テ居テモ取り上ルト云フノテスカ

(清岡委員) ソレテモ後チニ拂ヘヌ様ナルカラテスカ併シ擔保者  
カアレハ宜シイ

(大尾崎委員) 三ヶ年續キ拂入レヌトキハ取上ル併シナカラ最早  
無資力破産ニナツタラ取上ケナイ併シ擔保カアレハ宜シイ云フノ  
デ宜シイ

(元尾崎委員) 左様デナイ是非左様スルト云フモ悪イ、變ヘルナ  
ラ起業者ニ相續シテ欲イ、去年ノ冬迄年貢ヲ拂テ居ルニ今年ノ夏  
皆破産ヲ取消スト云フハ悪イ

(松岡委員) 一石ノ上ニ五斗殘テ居ルカラト云テ取上ケルハ何フ  
カ知ラン

(元尾崎委員) ソレハ甚タ酷イ

(松岡委員) 不足ハ總力ノ不足ニナルカモ知レン

(笑作委員) 破産無資力ハ銷除ノ條件テス

(松岡委員) 左様テス

(南部委員) 多少ニ拘ハラズ破産無資力ノ旨渡ヲ受ケタ者ハ時分

ニハ滞リガアツタロウト法律ガ見テ居ルノテス

(栗塚報告委員) 左様デス

(元尾崎委員) ソンナ旨意カアルモノテスカ

(南部委員) 何セ變ヒタカ云フニ起業者ノ旨意ヲ尋ネテ文字ヲ修  
正スルノテシヨウ

(大尾崎委員) 無資力ノ者カ滞力アルモノト起業者カ見ルノカ、  
オカシイ從令滞リカアルナイノ論テハナイ

(元尾崎委員) 原案ノ通りテ宜シイ

(南部委員) 意味ハ少し違フカ私ハ原案テ宜シイト思フ

(栗塚報告委員) 意味ハ違ヒマス、無資力ニナツタ以上ニハテス

(笑作委員) 有無ト云テハ何フテスカ

(北島委員) 有無ニ拘ハラスト云フハ同意ノ數ヲ探テ見テハドウ

テスカ

(笑作委員) 有無ニ拘ハラストヤロウトハアリマセンカ

(栗塚報告委員) 多少ニ拘ハラストカ有無ニ拘ハラストカ云フハ

止ノテ「借賃ヲ拂ハスト云フテ理由トシテ」トヤツテハ何フテス

カ

(松岡委員) 左様スレハ同シテス、破産無資力ハ條件ニナルノダ

カラ

(栗塚報告委員) 借賃ナ場合ニハト云フノデス

(松岡委員) 後チモ拂ヘスト推測スルノテス

(栗塚報告委員) 借賃ヲ拂ハヌト云フノデ云フノトスレハ宜シイ  
 (箕作委員) 借賃ヲ拂フコト能ハサルコトヲ理由トシテテス  
 (栗塚報告委員) 左様テス、拂ヒノ總テ欠務ト云フノカアルノテ  
 ス、ダカラ將來拂ヒ入レノ欠務ヲ理由トシテ銷除ノ請求スルコト  
 ナモ出來ルト云フ意味テス  
 (松岡委員) 拂ヒ入レ不足ト云フノハ將來ニハ限ラヌ既往ノ拂ヒ  
 入レ滞リ不足スルカラト云フニナルノテス  
 (元尾崎委員) 原案ヲ修正シテ有無ニ拘ハラストスルナラ起案者  
 ニ關テシテ實ヒ度イ  
 (南部委員) 兎ニ角原案ヲ解スルニ私等ノ所見ト反對者ノ所見ト  
 ハ異ルカラ先ツ原案ノ旨意ヲ起案者ニ問フテソレカラニシマシヨ  
 ウ  
 (元尾崎委員) ソレハ宜シカロウ

(栗塚報告委員) 問フ程ノコトハアリマスマイ  
 (村田委員) 問テ實ヒマシヨウ  
 (栗塚報告委員) 直譯スルト將來拂入レノ欠務ヲ理由トシテ、テ  
 ス  
 (横村委員) 將來ノコトヲ云フノテアリマセン  
 (北島委員) 起案者ニ問クトシマシヨウ  
 (松岡委員) 問クカ宜シイ  
 (元尾崎委員) 欠務ノナイトキハ理由トシテ出來ヌカラ、左様ナ  
 ルト設令身代限リテシテモ欠務ナクシテ居レハ銷除ハ出來ヌ、ソ  
 レテハ以來欠務アリト云フ考ヘテ以テト云ヘハ宜カロウカ  
 (南部委員) 元尾崎ヤンノ云フ通りハ宜シイカモ知レヌ、三ケ年  
 引續テ實質ノ拂ヒ入レテ受ケタルトキハトアル、無費力ニナツタ  
 場合ニハ三ケ年引續ンテモト云フニナルソレダカラ、起案者ガ皆

ナ總テ拂テ仕舞テハ出來カセヌト云ケダロウ

(樺村委員) 之ハ間フトシテ先ヘヤリマシヨウ

(渡委員) 間フコトニシマシヨウ

(清岡委員) 本條ハ小作人カ未納シタトカ三ケ年待タス貸人カ處

分スル儲條ヲ追加スルト云フコトヲスルト云フカ元トアリマシタ

(松岡委員) 貸賃ハ三ケ年タカ負擔スルト云フコトハソレテ償還

トナリマス

(南部委員) 三ケ年ハ百四十七條ニ租税法ニ依リ永貸人ヨリ云々

トアリマス、永貸人カラ徵收スルト永借人カ償還スルヲ要ストア

リマス、永貸人カラ徵收シタノテスホ、永貸人カラ徵收シタ場合

ニ永借人ハ償還セヌ三ケ年迄ナラ取上ケテモ宜シイ

(栗塚報告委員) 尋常貸借ナラ一期滞テモ銷除カ出來ルカ、此所

ハ長イカラト云フノテス

(松岡委員) 負擔ノ程カ違フ七十七條ハ一尋常非常ノ租稅ハ租稅

法ニ依テハ無論永貸人カ徵收ヲ受ケルノテス

(栗塚報告委員) 其場合ヲ見テ層ルカラ論カアルノテスカ此條ハ

宜シイノテシヨウ

(松岡委員) 左様此條ハ宜シイ

(清岡委員) 三ケ年待タナケレハナラント云フハ大變テス

(栗塚報告委員) 此所テ處分シテハ何フデスカ

(箕作委員) 此方チヤリマシヨウ

(松岡委員) スルト七十七條ハ前記ノ通りノ尋常非常ノ租稅ハ永

借人カ負擔スト雖モ永貸人カ負擔シ永借人カ償還スルヲ要スト反

對ニヤツテ七十七條ノ償還チ永借人カシナイトキハ銷除ノ條件ニ

ナレルトカ云フ様ナコトニシタイ

(元尾崎委員) 此所ハ永貸人ヨリ徵收スル尋常非常租稅又ハ公課

チ水借人ヨリ償還セサルトキハ直チニ銷除ヲ請求スルコトヲ得ト  
シテ置ケハ宜シイ

(松岡委員) 其意味ニ入レルト水借物ニ賦セラルル様見ヘル、租  
税法ニ依テ若シヤ水賃人カ徴收セラルル場合ト云フハ主客カ反對  
ニナツテ居ル七十七條ハ賃人カ負擔スト雖モ借人ハ償還スルモノ  
トシテ置キ此所テハ租テ償還シナカツタナラバト云テ宜シイ

(南部委員) 元來水借人カ之ハ負擔スルカ當リ前テ、政府ニ對シ  
テテハナイカ水借人ニ對シテ水借人ニ負擔スルハ當リ前ト云フ原  
則テ之ハ宜シイ

(元尾崎委員) 七十七條ハアレテ宜シイ、唯償還セサルトキハ云  
々トヤツテ宜シイ

(松岡委員) 百七十七條ノ場合ニ於テ水借人カ償還ヲ爲ササルト  
キハ又トスルカ

(南部委員) 又同シテハナイ直チニテスネ

(村田委員) 一年拂ハヌカラツテモ銷除條件カ起ルノハ何フ云フ  
モノテスカ

(栗原報告委員) 宜シウ御座リマシヨウ百五十七條ノ賃借物ニ公  
用徴收ト云フノカアリマス、滞フツタラ公用徴收ニナルテシヨウ  
(松岡委員) 賃人カ拂テ居リマスネ所カ償還セヨト云フコトハセ  
ヌノテス

(村田委員) 水借ト云フノハ皆ナ取ラルルノテス

(松岡委員) 自分ノ地面テ一年滞タラ何フシマスカ

(村田委員) ソレハ別テス之ハ直接ニ來ナイノデス水借人カ拂フ  
義務デ公租ニ關係ハナイ

(松岡委員) 借賃ハ何フ云フモノカ

(村田委員) ソレハ分ツテ居ル政府ニ拂フハ水借人カ拂フノデ直

ク之カ解除カ出来ルト云タラバ、若シソシナラハ用收權ハ何フカ  
一体此ト同シテ用益者ノ負擔テアリマスケレトモ用收者ハ特別ニ  
シタカラ所有者カ拂ハナケレハナランカ歸リ收益テ取ルヨリ外ハ  
ナイ、直ニ之テ解約サレテハ歸イ

(清岡委員) ソレハ構ヒハシマセン

(南部委員) 賃賃チ高タスルコトハ往カヌ

(清岡委員) 用益權ノ設定ハナイト云テ宜シイ

(村田委員) 自分カ地面ヘ金チ係ケタラ解除セラレタトキハ唯タ  
取ラルルカラネ一度拂ハヌカラトテ、永賃人ニ拂ハヌカラトテ直  
ニ解除スルハ歸イソレ故三年間モ借賃チ拂ハヌトキチナケレハ解  
除ハ出来ヌト云フ位ヒタカラ直クハ往カヌト思フ

(栗塚報告委員) 永賃借ハ重モニ上納金カ至テ安イノテソレカラ

長イ間借リテ開盤スルニ由テ解除ハ賃賃借トハ違ヒマス

(清岡委員) 年賃ガ安イト云フコトハアリマセン

(栗塚報告委員) 餘程違ヒマス

(元尾崎委員) 稅カ拂ヘヌトキハト云フノテス

(大尾崎委員) 所有者カ拂ハヌトキハ直ク公賣セラルルチシヨウ

(村田委員) 地ノ所有者チヌカラ稅ハ濟ンテ仕舞テ居ルノテス

(南部委員) 若シ濟ヌナラタカラ何フ見テモ直シイ

(大尾崎委員) 御年賃チカラソレチ滞レハ解除シテモ宜シイト云

フノテス

(渡委員) 八十條ハ永賃人カ百七十七條ノ償還チ受ケヌ又ハ三ケ  
年間トシテハ何フテスカ

(南部委員) ソレハ宜シイ

(実作委員) 第二項ハ何フテスカ、借賃滞リ許リテナク租稅ノ滞  
リノ有無ニ拘ハラステシヨウ

(元尾崎委員) 設令租稅ヲ慮ラヌテモ借賃ヲ少シテモ滞タラ銷除ノ請求力出來ルト云フノテス

(南部委員) 借賃滞リ位ヒテ宜シイテシヨウ

(箕作委員) 無實力ノトキハ租稅償還シナイテモ銷除請求スルヲ得テシヨウ

(南部委員) 無實力ノトキテアツテモナクツテモ行クノテス

(松岡委員) 負擔スト云テモ現今日本現行租稅法ハ當リ前其人カラ出ス様ニナツタカラ他人ノ地面ヲ公賣セラルルコトハナイト云フ問題テス

(渡委員) 永賃借ニ付テハ永借人カ租稅ヲ負擔ス可キナリト云フカ、租稅ハ所有者ニ向テ云フノテハナクシテ、タロウ

(南部委員) 百七十七條、永賃人ハ誰ニ向テカ即チ永借人ニ向テ負擔ストアルノテス

(清岡委員) 議場ヲ決議ニナツタモノヲ調査テ默テ御通シナサルカ懸イノテス

(南部委員) 文字ノ修正ニ止マルカラテス、一々言ハナケレハナランコトハナイ

(箕作委員) 前議ノ通りニシテハ如何

(松岡委員) 前議ノ通りテ宜シイ

(栗原報告委員) 今村カ文字ヲ改メタト聞テハ居リマシタカ七十條ハ同シテアリマス

(清岡委員) 租稅法ハ永賃人ヨリ徵收セサルモノナシタカラホ、ソレヲ以テ次ニ若シ永賃ニ徵收スルトキハト書ク懸イ

(元尾崎委員) 永賃ハ借人ガ負擔スルモノトスルカ原則タカラ宜カノウ併シナカラ永賃人カラ取タラ遣サナケレハナラント云フノ

テス

(松岡委員) ソレハ違フノテス

(南都委員) 用益權ノトキハ何フカ用益者カ負擔ストアル節チ此所モ永借人カ負擔スト云ハンテハ權衡カ合ヒマセン、カラソソナコトハアリマスマイ

(村田委員) 最初ノ論ハ用收權ト此所ト同シテ用收權ハ用收者カ拂ハヌトキハ仕方カナイカラ用收權チ公賣スルト云フ論チアリマシタ、ソレカ八蓋敷ナツテ違々地面チハ節チ所有者ノ地面チ賣ルト修正シタノテ、八十三條ハ廢リカアレハ用收者カ收益スルトナリマシタ此所モ左様シテ見ルト同シコトチ永借者カ拂ヌトキハ永借權チ賣ラナケレハナラン

(松岡委員) ソレハ往カヌ、小作人カ納ノナイト云テ公賣サレテハ濶ラヌソレヨソ日本國中ノ騒動チス

(村田委員) 此所ハ前議ノ通りテ宜シイ

(北島委員) 左様シナイト一部チ所有シテ居ル者カラ取ラヌテ土百姓ノ方カラ取ルハオカシイ

(栗原報告委員) 前議チハ彼ノ様ニナツタニモセヨ、永借物ニ賦課セラル可キ通常非常ノ租稅ハ所有者カ負擔スルト雖モト云フノチ、何ノコトカ理窟ハ分ラヌニモセヨ併シ果シテ「ボアソナード」ノ書イタハ、租稅法ニ依リテ永賃人ヨリ徵收スルトキハ永賃人ガ之チ償還スルコトチ要スノ意味チ審キ度爲ノタロウカ、左様チハナイ、歴史カアツテノコトチス、日本ノ徵收法ハ名前人カラ取ルノチ、收益者ハ外ニ在テモ、收益人カラ取ラス物品ノ在ル名前人ヨリ取ルカラ所有者チ擔任スト雖モトヤツタノデス

(松岡委員) 併シナカラ永小作ノ場合ニ借人カラ償還スルモノト云フノハ欠點チス

(栗原報告委員) 今村ノ考ヘト簡様ニシタノト些トモ違ハナイノ



テス

(南部委員) 違フト云フハ何所カ違フカ分ラヌ

(清岡委員) ソンナラ水賃人ト水借人ト反對ニ書ケバ宜シイ

(松岡委員) 今村ハ文字上ノ理窟デアリマス併シナカラ事實上租

税法カラ云フト今水小作ハ所有者カ負擔シナケレハナラン併シナ

ガラ水小作ノ場合ニ借人カラ償還サセルト云フノタカラ文ハ悪ク

モ前ノ決議ナラ憲法ニ於テ違支ヘナイ

(元尾崎委員) 今日外ノ貸賃借ト同シニナルノテス

(南部委員) 賃賃人カ負擔スト入レルカ

(村田委員) 負擔ストハ云ヘヌノテス、元トノ様ニスレハ宜シイ

(南部委員) 所有者ト云フノハ即チ水賃人デアリマス

(村田委員) 賃借ト水借トノ違ヒカアルノテス

(元尾崎委員) ソレハ宜シイ

(清岡委員) 前議ノ通りテ宜シイ

(大尾崎委員) 前議ノ通りテ宜シイ

(元尾崎委員) 我輩ハ提案ノ通りテ宜シイ

(北島委員) 前議ノ通り

(横村委員) 前議ノ通り

(栗塚報告委員) 百七十七條ハ「水借物ニ賦セラルル通常又ハ非

常ノ租税其他ノ公課ハ水賃人ヨリ徴收スト雖モ水借人之テ償還ス

ルコトヲ要ス」トシテハ如何

(渡委員) ソレハ宜シイ

(笑作委員) 八十條ハ

(栗塚報告委員) 八十條ハ「水賃人ハ前條ノ償還ヲ受ケヌ又ハ三

ケ年間引續キ云々トシテ跡ハ起案者ニ開クト云フコトニシマシヨ

ウ

(笑作委員) 宜ウ御座イマシヨウ左様シテ先ヘヤリマシヨウ  
本條ハ百七十七條ヲ修正シ「水貸人ハ前條ノ償還ヲ受ケス又ハ三  
ケ年云々トシ餘ハ起業者ニ質問スルコトニ決ス

第百八十一條朗讀ス

第百八十一條 水借人ハ意外ノ事又ハ不可抗ノ力ニ因リテ三个  
年間引續キ全ク不動産ノ收益ヲ得ル能ハス又ハ其一分ノ毀損  
ニ因リテ將來ノ收益力借賃ノ年額ヲ縮ユ可キ見込ナキトキハ  
水貸借ノ解除ヲ請求スルコトヲ得

(渡委員) 之ハ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第百八十二條朗讀ス

第百八十二條 水借人カ永借地ニ加ヘタル改良及ヒ栽植シタル  
樹林ハ水貸借ノ終了又ハ其曾渡サレタル取消ニ當リ賠償ナク

シテ之ヲ殘置クモノトス

建物ニ付テハ通常賃貸借ニ關シ第百五十六條ニ記載シタル規  
定ヲ適用ス

(果樹報告委員) 本條ハ「水借地ニ加ヘタル改良トアルヲ爲シタ  
ル改良及ヒ栽植ハトシタイ

(模村委員) 其方カ宜シイ

(清岡委員) 栽植ト云フト麥種モ導入ルカ種ヤ麥ハ取ランテハナ  
ラン此所ハ多ク小作地ヲ云フノダカラネ

(大尾崎委員) 原案ヲ宜シイ

(果樹報告委員) ソレカラ水貸借ノ満期又ハ其銷除トナリマス

(笑作委員) 満期ト銷除ハ宜カロウ

(元尾崎委員) 百五十六條ノ規定ヲ適用ストアリマスカ之ハ百四

十一條ノ適用ノ方カ宜クハアリマセンカ

(村田委員) 終了ヲ宜クハナイカ

(松岡委員) 満期ヲ宜シイ

(元尾崎委員) 之ハ宜シイ

本條ハ「樹林」ハ「樹木」トシ「終了」ヲ「満期」トシ又ハ其銷  
除云々トシ其他原案ニ決ス

第百八十三條朗讀ス

第二款 地上權

第百八十三條 地上權トハ他人ノ所有ニ屬スル土地ノ上ニ於テ  
建物又ハ樹林ノ完全ノ所有權ヲ以テ所有スルノ權利ヲ謂フ

(栗塚報告委員) 土地ノ上トシテ「於テ」ハイルマイト思ヒマ  
スソレカラ所有トアルハ占有スルノ權利ヲ謂フトシタイ

(元尾崎委員) 於テハアル方カ宜シイ

(松岡委員) 所有ハ占有トシテ宜シイカ地上權ト云フハ何ソ、宅

地賃借トカ地借契約トカ云ヘンテシヨウ、カ地ノ賃借ニハ違ヒマ  
イガネ

(元尾崎委員) 宅地許リテハナイ樹林モアルノテス之ハ地上權ト  
宜シイ

(櫻村委員) 宜シイ

本條ハ樹林ハ樹木トシ「所有」トアル「占有」トシ他ハ原案ニ決  
ス

第百八十四條朗讀ス

第百八十四條 地上權設定ノ時其土地ニ建物又ハ樹林ノ既ニ存  
スルト否トテ同ハス設定ノ基本、方式及ヒ公示ハ有價又ハ無  
價名義ノ不動産讓渡ノ通則ニ從フ

(栗塚報告委員) 本條ハ「有價又ハ無價名義ノ」ハイルマイト思  
ヒマス、ソレカラ設定合意ノ基本トシテ何フテスカ、設定契約

ノ基本、設定契約ノ方式及ヒ設定契約ノ公示ト云フ意味テアリマ  
スカラ、設定合意ノ基本トシテハ如何

(大尾崎委員) 宜カロウ

(元尾崎委員) 地上權ハ公證ヲ經ナケレハナランカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(元尾崎委員) 宜シイ

本條ハ樹林ヲ樹木トシ設定合意ノ基本云々トシ「有償又ハ無償名  
義ノ」九字ヲ削リ他ハ原案ニ決ス

第百八十五條朗讀ス

第百八十五條 地上權者カ譲受ケタル建物又ハ樹林ノ存スル土  
地ノ面積ニ應シテ土地ノ所有者ニ定期ノ納額ヲ拂フ可キトキ  
ハ其權利及ヒ義務ハ其拂フ可キ納額ニ付テハ通常貸貸借ニ關  
スル規則ニ從ヒ其繼續スル期間ニ付テハ第百八十八條ノ規定

民再六ノ一五七

ニ從フ

右納額ニ付テハ新ニ建物ヲ築造シ又ハ樹林ヲ栽植スル爲ノ土  
地ヲ賃借シタルトキモ亦同シ

(栗塚報告委員) 本條ハ文字ヲ改メ、其權利及ヒ義務ハ其拂フ可  
キ納額ニ付テハト云フハ分ラヌカラ、義務ハ此コトニ付キ通常貸  
貸借ニ關スル規則ニ從ヒ其繼續スル期間ハ第百八十八條云々トシ  
テハ如何デスカ

(箕作委員) ソレハ分ラヌテハ御座リマセン

(元尾崎委員) 原案ヲ宜シイ

(清岡委員) 此前一條アリマシタカ之ハ削リマシタカ

(栗塚報告委員) アレハ削リマシタカ

(清岡委員) 何フ云フモノテス

(栗塚報告委員) 一條ニ合セテ仕舞タノテス

(松岡委員) 狀ヲ制テハイカヌ

(渠塚報告委員) 元トハ起案者カ制テソレカラ元トノ百八十五條  
ヲ四條ニシテ出シテ來タノテス

(櫻村委員) 之ハ宜シイ先ヘ往キマシヨウ

本條ハ「樹林」ヲ「樹木」トシ他ハ原案ニ決ス

第百八十六條朗讀ス

第百八十六條 既ニ存セル建物又ハ樹林ニ於ケル地上權ノ設定  
ニ際シ從トシテ之ニ屬ス可キ周邊ノ地面ヲ明示セザルトキハ  
左ニ掲クル規定ニ從フ

建物ニ付テハ地上權者ハ其建坪ノ全面積ニ均シキ地面ヲ得ル  
ノ權利ヲ有ス此配置ハ設定人チシテ土地及ヒ建物ノ周圍ノ形  
狀ト建物ノ各部ノ用方トヲ斟酌セシメテ之ヲ爲ス

樹林ニ付テハ地上權者ハ其最長大ナル外部ノ枝ノ蔽蔽ス可キ

地面ヲ得ルノ權利ヲ有ス

(松岡委員) 之ハ速モ出來ハセヌ

(村田委員) 審ニナラヌカラ宜シイ

(松岡委員) 十坪借リテ居テ、家ハ左様タカ五坪シカト云フコト  
ハ云ヘマイ

(元尾崎委員) 往キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第百八十七條朗讀ス

第百八十七條 地上權設定後ニ築造シタル建物又ハ栽植シタル  
樹林ニ付テハ地上權者ハ此種ノ物ノ爲メ法律ヲ以テ相隣者ノ  
爲メニ規定シタル距離及ヒ條件ヲ遵守ス可シ緩令其隣人カ地  
上權ノ設定者ナルモ亦同シ

又地上權者ハ側方又ハ承方ニテ其他ノ地役ノ規則ニ從フ

（果樹報告委員） 本條ハ「此種ノ物」トアルハ「此種ノ作業」ト  
シタイ

（松岡委員） 此種ノ物ハ「此種ノ作業」カ宜シイ

（榎村委員） 宜シイ

本條ハ「此種ノ物」トアルヲ「此種ノ作業」トシ他ハ原案ニ決ス  
第百八十八條朗讀ス

第百八十八條 既ニ存セル建物又ハ地上權者ノ築造ス可キ建物  
ニ付テ設定名義ヲ以テ地上權ノ繼續期間ヲ定メサルトキハ右  
建物ノ存立ニ均シキ時期間其權利ヲ設定シタルモノト推定ス  
但其大修繕ハ土地ノ所有者ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ爲スコ  
トヲ得ス

既ニ存セル樹林又ハ地上權者ノ栽植ス可キ樹林ニ付テハ其地  
上權ハ樹林ヲ採伐スル時期マテ又ハ其有用ナル最長大ニ至ル

民再六ノ一五九

可キ時期マテ之ヲ設定シタリト推定ス

地上權者ハ一个年前ニ豫告ヲ爲シ又ハ未タ拂期限ノ至ラサル  
納額ノ一丁年分ヲ拂フトキハ常ニ解約申入ヲ爲スコトヲ得  
其他地上權ハ通常賃賃權ト同一ノ原因ニ由リテ消滅ス但所有  
者ノ爲ス解約申入ハ此限ニ在ラス

（果樹報告委員） 本條ハ末項ヲ前後ニシタイ、地上權ハ一ケ年前  
云々ノ項ヲ後ニシ、其他地上權云々ノ項ハ前ニシタイ何セナレハ  
農場ヲ圍繞ニナツテモナレ再調査ヲ偶然ニヤツタ様テアリマスカ  
ラソレテ意味ヲ能ク御考ヘ下サラント其他ト云フハ解約申入ヲ爲  
スト云フノテハナイ、其他ハ既ニ存セル樹木カ長大ニ到ル迄推定  
スト云フノテ之ハ終リヘ出ス可キテ寫書ノ誤リトモ申マセン

（元尾崎委員） 宜シイ

本條ハ三項四項ヲ前後ニシ其他原案ニ決ス

第百八十九條朗讀ス

第百八十九條 建物又ハ樹林ハ契約前ヨリ存スルト否トチ間ハ  
ス土地ノ所有者カ鑑定人ノ評價ニ從ヒ其讓渡ヲ要求セサルニ  
非サレハ地上權者之ヲ收去スルコトヲ得ス

地上權者ハ土地ノ所有者ニ先買權ヲ行フヤ否ヲ逃ヘ可キノ條  
告テ一个月前ニ爲シタルニ非サレハ右建物又ハ樹林ヲ收去ス  
ルコトヲ得ス

右先買權ニ付テハ此他尙ホ第七十三條ノ規則ニ從フ

(村田委員) 本條ノ前ノ所ハ「建物又ハ樹木ノ契約前ヨリ存スル  
ト否トチ間ハス地上權者ハ云々トヤラント此間改正シタ所ト反對  
ニナリマス

(南部委員) 之ヲ宜シイ

(村田委員) ソレハ大變遷ヒマス

(南部委員) 土地ノ所有者カ鑑定人ノ評價ニ從テ要求セサレハ地  
上權者ハ收去ハ出來ヌ何セナレハ即チ七十三條ノ規定ニ從ヒテ、  
七十三條ヲ見ルト賣ルトキテナケレハ先買ハ出來ヌトアリマス  
(村田委員) 七十三條ハ用收權テス家ノ永借人モアルカ此間ノ所  
ヲ見ルト先買ヲ得ルトキモナケレハナラン賃借ノ所テモ或ハ永借  
ノ所テモ向ウデ賣ルトキナラ先買權ヲ行ハレル

(南部委員) 七十三條ハ入レタカラ宜シイテシヨウ

(村田委員) 一項ト矛盾スル、一項ヲ見ルト譲リ渡要求セシ中ハ  
收去ハ出來ヌト云フノタカラ大變遷ヒ衝突シマス

(南部委員) 衝突ハシマセン

(元尾崎委員) 之ハ土地樹木ハ收去スルヲ得但賣ントスル場合ニ  
於テハ土地所有者カ先買權ヲ有ストヤリサイスレハ宜シイ

(松方委員) 中ハ除ク方カ宜シイ併シナカラ間ハス地上權者ハト

云フト賣ントスルトキト聞ヘハセンカ

(村田委員) 建物又ハ樹木ノ契約前ヨリ存スルト否トチ聞ハス地上權者ハ土地ノ所有者先買權チ行フヤ否一ケ月前ニ意見チ述フ可シトシナケレハナラン

(南部委員) 村田サンノ御説ハ宜シイ

(清岡委員) 賣渡コトチ得ストシテ宜カロウ

(南部委員) ソンナラ收去スルトキハドウカ

(元尾崎委員) ソレハ勝手次第チス

(南部委員) 之モ賣ントスルトキチナケレハ催告チシナイ

(元尾崎委員) 收去スルコトチ得ルトキトハ云ハヌテ宜シイ

(清岡委員) 宜カロウ

(元尾崎委員) 賣ントスルトキハテ收去スルトキハ無論分ル

(横村委員) ソレテ宜シイ

(元尾崎委員) 問ハス之ヲ賣ントスルトキハ土地ノ所有者ニ先買權チ行フヤ否チ述フ可キ云々トシテ宜シイ

(箕作委員) 宜シイ

本條ハ建物又ハ樹木ノ契約前ヨリ存スルト否トチ聞ハス地上權者之ヲ賣ントスルトキハ土地所有者ニ先買權チ行フヤ否チ述フ可キノ云々ト修正シ他ハ原案ニ決ス

第百九十條朗讀ス

第百九十條 本法頒布ノ時ニ存スル地上權ハ左ノ規定ニ從フ

期限チ立テテ設定シタル地上權ハ其期限ニ至リ當然消滅ス

期限チ立テスシテ設定シタル地上權ハ第百八十八條ニ從ヒ建物ノ存立ト同シク繼續ス

右兩條ノ地上權ハ共ニ第百八十九條ニ規定シタル先買權ニ服ス



(村田委員) 之ハ宜シイ

(元尾崎委員) 期限ニ至リ當然消滅スルハ困ルホ

(松岡委員) 期限ニ至タトキハ仕方カナイ

(元尾崎委員) 東京ハ左様テナイ賣テモ立タヌノテス

(大尾崎委員) 御入用次第ト云フノカアリマス

(栗塚報告委員) 百八十九條ニトアリマスハ前條ニト直シマス

(大尾崎委員) 宜シイ

本條ハ百八十九條ニ規定シタルトアルチ前條ニ規定シタル云々トシ他ハ原案ニ決ス

(栗塚報告委員) ソレカラ審借ノコトノ報告丈ケ申テ置キマスカ此間敷度ノ會議モアツテ農商務省へ問合セナケレハナラント云フノチ参考ニモノロウト思ツテ聞キマシタラ宮島新吉ト云フ農商務局長カ骨折テ彼ア云フコトチ調ヘサスルニ昨年中奥陸三丹肥前ノ

方へ人チ遣タ鹽梅テスカ羊ト云フノハナイ日本テハ馬牛ノ貸借ト云フモノハ寔ニ多ヒモノテアリマスカ入馬屋ト稱シ中モ籠ルソウテ馬喰ト云フ者ハ持主ヲ執レモ三百四百頭ノ牛馬ヲ持テ居テソレカ牝ヲ貸ストキハ期限ヲ定メス貸シ、數ヶ村へ貸付ケテ置キソレカラ某ニハ二疋某ニハ三疋ト配シテ置クト云フソレテ食ハセルノハ借人カ食ハセナケレハナラン、ソコテ馬ヲ使フ方ノ者ハ耕セタリ肥料ヲ取ルハ借人ノ利益テアリマス、馬喰ハ市カ立テ糞某ニ賣タ馬ハ何オニナツタカ彼レテ取テト云フト遣スナケレハナラン其替リ借人ハ何時テモ取ラルル替リニ入馬屋ノ方カラ代テ取上ケルト云フ様ニナツテ居リマス牝ハ三ケ年四ケ年テ分娩チ目的チ子ヲ立ルコトカアル三丹方リハ牛ト馬トニ由テ違フガ子ノ數チ以テ孳尾サスルノモアレハ子チ金ニシテスルノモアル或ハ半分ツツトカ或ハ三分ノ二トカ取ルノモアル又側場ノ樂ノト左様テナイノトテ

違フ連モ彼レハ子ヲ産ント云フ方ノ側タト違フウデ牛ト馬テモ子  
ノ有無ニ因テ違フ子ヲ産マセルト云フノモ遺入テ屠ルト期限内ハ  
取代ルコトハ出来ヌ併シナカラ子ヲ産ヌ方ノ使用ヲ目的ニシテ借  
リテ屠ル方ハ、使用ト肥料ヲ取ル方ダト、スツカリ貸主次第テ何  
ノ馬ヲ持テ來ラレテモ文句ハ云ハレナイソウデ三丹大島ハ牛カ多  
ヒノテ矢張牛モ入馬屋ト稱シテ屠ルソウテ御座イマス  
(松岡委員) 土地ニ由テ條件ハ違フガ郡ヲ爲スノハナイノデス  
(栗塚報告委員) 左様テス彼レ等ハ肥料ヲ取テ使用スルト云フノ  
テアリマス、ソレカラ何所カラ來タカト云フニ肥前カ本テアリマ  
ス舊類ノ貸借ハ肥前カ大本テアリマス三丹方リテヤツテモ肥前へ  
往テ肥前カラ出テ來ル鹽梅テアリマス何フ云フ譯テ彼アナツタカ  
國中テアリマスソウデ牛馬ノ貸借ニ付テハ肥前ハ契約ノ法方カ幾  
通りモアルソウテ御座イマス、ソレカラ福島長野方リニモ大變ア

日本學術振興會

ルソウテ併シ羊ヲ政府カラ貸付テ屠ル様テ三ヶ所カ四ヶ所貸付ケ  
テ屠ルソウテ農商務省カラ數百頭貸テ旨ク行タラ民法カ出来レハ  
舊借ニナルダロウト云フ併シ今日迄個舊保護ト云フハアリマセン  
併シ一人ノ所有者カ馬ヲ多ク持テ村ノ者ヤ小作人カ馬ヲ個フコト  
カ出来ヌニ因テ一人數百頭ノ馬ヲ村方ヘ分テ與フルト云フコトハ  
アルト云フコトテアリマス、ソレ文ケノ報告ヲ申上マス

- (笑作委員) 郡ノカアリマスカ
- (栗塚報告委員) 御座リマセン
- (笑作委員) 獸類ハ只ダノ賃借テハナイカ
- (村田委員) 只タノ様テスカ會社テヤルノハアリマセンテシヨウ
- (栗塚報告委員) 御座リマセン
- (村田委員) 此中ニハ會社ノカアルカラ六ヶ敷イ
- (松岡委員) 左様云フノカアルカラ法律ヲ立テ様ト云フナラ實際

日本學術振興會

ヲ見テ法律ヲ立テナケレハナラン

(製作委員) 齊ニナルモノハ除キアツテ邪廉ニナラヌモノハ法律  
トシテモ宜カロウ、今日ハ是ヲ圖キマシヨウ

于時午後三時三十分閉會

日本學術振興會

第六ノ一六

民法債權擔保篇再調査案議事錄記第廿五回至第千三十條

自第千一

日本學術振興會

民法債權擔保篇再調査案議事錄第廿五回自第一千一至第千三十條

明治二十一年十一月廿七日午前九時二十五分開會 著借ノ存廢

第一千條朗讀ス

第一千條 債務者ノ總財產ハ動産ト不動産ト現在ノモノト將來ノモノトヲ間ハス其債權者ノ共同ノ擔保ナリ但法律ノ規定又ハ人ノ處分ニテ差押ヲ禁シタル物ハ此限ニ在ラス

差押ヘタル財產カ債務者ノ總テノ義務ヲ擔濟スルニ足ラザル場合ニ於テハ其價額ハ債權ノ目的、原由、證據ノ如何ト日附ノ前後トニ拘ハラス其債權額ノ割合ニ應シテ之ヲ各債權者ニ分與ス但其債權者ノ間ニ優先ノ正當ナル原因アルトキハ此限ニ在ラス

財產ノ差押、賣却及ヒ其代價ノ順序又ハ共分ノ配當方式ハ民事訴訟法ヲ以テ之ヲ規定ス

(栗塚) 原由ハ原因ノ誤リテ御座イマス「總テノ義務」ハ「總義務」ト致シマス

(松岡) 初ノ「體」ノ字テアツタカ分ランカラ「體」ノ字ニシタノタ

(村田委員) 三百三十條ノ因由ハ「モタリテ」テハナイカト思フ

(笑作) 「モチーフ」テ御座イマス

(栗塚) 「モタリテ」ニ「體」ノ字ハ悪ルウ御座イマス

(横村) 「總テノ義務」テ宜シイ

(栗塚) 再調査テハ總テノ財産ヲ總財産トシタカラ之モ總義務テナケレハナラント云フコトテ御座イマス

(松岡) 差押ヘタル財産ト云フノハ可笑シイ

(南部) 上テ財産ハ何々ト書イタカラ次ノ處ハ之レテ良カロウ

(松岡) 違カニ差押ヘタルト云フノハ可笑シイ

(栗塚) 被押財産ノ不充分ナル場合テ何ニ不充分ナルカト云フニ債務者ノ總義務ヲ辨済スルニ不充分ナル場合トアリマス

(松岡) 此「差押ヘタル」ノ五字ヲ削ツテ終ノ差押ヲ削レハ宜シイ

(栗塚) 「差押ヘタル財産カ」テハイケマセンカ

(大尾崎) 「總テノ義務」カ宜シイ

(南部) 「總義務」ト云フト總テノ物ト云フトキ總物ト云ハナケレハナランカラ總義務ハ可笑シイ

(元尾崎) 差押ヘタルト云フト差押ヘナイノカアル様ニナルカラ差押ヘタルヲ削ルカ宜シイ

(笑作) 佛蘭西ニハ差押ヘタルト云フコトハナイ

(元尾崎) 「其財産カ」テ宜シイ

(村田) アツテモ宜シイ

(栗塚) 「債務者ノ財産力總テノ義務ヲ辨濟スルニ足ラサルトキハ」ト致シマスカ

(大尾崎) ソレカ宜シイ

(元尾崎) 体様ト云フノハ今少シ良イ字ハアリマセンカ

(松岡) ナイ

(箕作) 期限カ付イテ届ルトカ届ラントカ條件カ付イテ届ルトカ届ラントカ云フコトタカラ矢張り様ダ

(元尾崎) 方式テハイカンカ

(栗塚) 方式テハ公正證書テアルトカアラントカ云フ字ニナリマスカ

(大尾崎) 方法トシタラ良カロウ

(元尾崎) 「有様」トシタラ良カロウ

(村田) 代價ノ順序カ

(箕作) 代價ノ順序ヲ定ノルト困ル

(栗塚) 「代價ノ順序配當又ハ共分配當ノ方式ハ」ト致シマシヨウ

(箕作) ソレカ宜シイ

本條第二項「差押ヘタル財産カ債務者ノ總テノ」トアルチ「債務者ノ財産カ」ト改メ「理由」チ「原因」ト改ム

第三項「代價ノ順序又ハ共分ノ配當方式ハ」トアルチ「代價ノ順序配當又ハ共分配當ノ方式ハ」ト改ム

第千二條朗讀ス

第千二條 義務履行ノ特別ノ擔保ハ對人ノモノ有リ物上ノモノ有リ

對人擔保ハ左ノ如シ

第一 保證

第二 債務者間又ハ債權者間ノ連帶

第三 任意ノ不可分

物上擔保ハ左ノ如シ

第一 留置權

第二 動産質權

第三 不動産質權

第四 先取特權

第五 抵當權

(松岡) 前條ノ二項ヲ優先ノ正當ナル原因アルトキハ此限ニ在ラ  
スト書イテアルカラ千二條テハ優先ノコトヲ書キソウナモノタカ  
突然義務履行ノコトヲ云フタノハ良クナイ

(南都) 優先ハカリテハナイ物上擔保ノ方ハ優先タケレトモ對人

擔保ハ優先テハナイ

(笑作) 擔保ト云フノチ一ツモ固ノタカラ優ト云フコトハ云ヘナ  
クナツタ

(村田) 二條ノ處ニ物上擔保人トアリマシヨウ初ノニ云フテアル  
カラ之モ彼處ニ云フテ置イテ宜シイノタ

(南都) 彼ノ處ヘ云フ替ハナイ

本條ハ原案ニ決ス

第一千三條朗讀ス

第一部 對人擔保

第一章 保證

第一千三條 保證ハ任意ノモノ有リ法律上ノモノ有リ又裁判上  
ノモノ有リ

下ノ第一節乃至第三節ノ規定ハ右三種ノ保證ニ共通ナリ

(村田) 二項ハ前同ニ制リマシタ

(栗塚) 處カ一節カラ三節迄ノモノハ之ニ共通ト云フコトヲ申シ  
テ置キマセント先キニ裁判所ノ保證ニ特別ナル規則ト云フノカア  
リマス千四十七條ニ特別ナル規則ト云フモノカアリマスカラ一節  
カラ三節マテハト云フコトニシテ置キマス下ノ附録ニ記載スト云  
フコトヲ止ノマシタ附録ト云フノハ此處第四節ト致シマシタカラ  
(松岡) 元トモ制ツテアル

(栗塚) 初ノニ書ケナカツタノハ附録ヲ止ノナカツタカラ三種ノ  
保證ニ共通ナルト云フコトハ云フマセン此章ノ外ニ附録ヲ置キマ  
スカラ差支ヘナイノヲ附録ト云フモノヲ節ニシタイ條ハコウ云フ  
コトニ書イテアリマスト恰度制ルニ及ハンコトニナリマスカラ  
(松岡) 一節二節ト云フト一章ハ保證ノ目的性質タロウ  
(栗塚) 效力消滅之ハ皆ナ何レニテモ當テ悞マル

民再六ノ一六八

本條ハ原案ニ決ス

第千四條朗讀ス

第一節 保證ノ目的及ヒ性質

第千四條 保證ハ或ル人カ第三者ノ其義務ヲ履行セサルニ於テ  
ハ之ヲ履行スルコトヲ諾約スル契約ナリ此義務ハ債務者ノ過  
失ニ歸ス可キ不履行ノ場合ニ於テハ債權者ニ賠償スルノ義務  
ヲ暗ニ包含ス

(村田) 諾約ハ諾スルノ契約テ良カロウ

(栗塚) 再調査テハ約束スルトアツタノテ御座イマス

(南部) 五條ノ二項三項ニモ諾約トアル

(笑作) 此義務ハト云フノハ諾約シタ義務ハト云フノカ

(栗塚) 左様テス

(笑作) 何ンタカ分リ悪タイ佛蘭西ニハ其諾約ハトアル



(委員長) 前ノハ此諾約ハトアル

(南部) 「此約務ハ」テモ宜シウ御座イマス

(栗塚) 約務ト云フ字ヲ皆止メテ義務トシタノテ御座イマス

(元尾崎) 義務ハテ良カロウ

(栗塚) 第三者ノ其義務ヲト云フノチ此義務ハト云フ様ニ聞ヘル  
カラ悪ルイ

(松岡) 或ル人カ第三者ノト云フノハ彼方此方ニナルノテハナイ  
カ保證ハ第三者カ或ル人ノト云フノカ本當ダロウ

(栗塚) 第三者ハ債務者ト云ツテモ宜シイ

(渡) 之ハ普通ノ第三者トハ違ウ

(松岡) 不履行ハ元ト履行不能トアツタカ此處ハ履行不能カ良ク  
ハナイカ

(栗塚) 原文テハ履行セサル場合ト書イテアル

(南部) 之ハ不履行ヲ宜シイ

(笑作) 爲スヘキ義務タカラ否ト云ツテモ是非サセルコトハ出来  
ン併シ保證人ガ私ハ嫌忌タト云ツテモイカント云フ其トキ保證人  
カラ損害賠償ヲサセルト云フコトノタロウ

(栗塚) 義務ト云フ字ハ如何致シマシヨウ

(笑作) 此約務ハテ良カロウ終ノ義務モ約務ヲ宜シイ

(清岡) 終リノ方チ約務ト云フノハ可笑シイ

(栗塚) 上丈ケ約務ト致シマシヨウ

(松岡) 同シ字テアルノニ一ツハ約務トシ一ツハ義務トシテ宜シ  
ウ御座イマスカ

(南部) ソレテハ皆約務ト致シマシヨウ

(元尾崎) 第三者ハ宜シイカ

(栗塚) 債務者トシテモ宜シウ御座イマス

(北島) 債務者ノ方カ宜シイ

(松岡) 不履行ハ不履行トアツタノチ不能ト直シタ

(南部) ソレハ此會議テ直シタ

(笑作) 之ハ不能テナクテモ宜シイノタロウ履行チシナカツタト

キハ債權者ノ意ニ背イテモ保證人カ履行スルコトハ出來ンカラ保

證人カラ債務者ニ賠償スルノ約務チ包含スルタカラ

(栗塚) 左様テス

(清岡) 不能ト云フノハ惡ルイ

本條ハ「第三者」チ「債務者」ト改ノ「義務」チ「約務」ト改ム

第一千五百條朗讀ス

第一千五百條 保證ハ主タル義務ノ目的ト幾ナルモノチ目的ト爲ス

トキハ保證トシテハ無効ナリ

然レトモ保證人ハ主タル債務者ノ諾約シタル物又ハ所爲ノ對

價トシテ不履行チ豫見シタル過怠金額チ有效ニ諾約スルコト  
ヲ得

(元尾崎) 一項ハドウ云フ譯タロウ

(村田) 金チ戻テ返ヘソウト云フノタ

(栗塚) 更改ニナルタ

(村田) 對價トシテ過怠金額チ有效ニ諾約スルテ宜シイノタ

(栗塚) 註ニ不履行チ豫見シタル過怠金額テナケレハイケナイト

云フテアリマス

(委員長) 不履行チ豫見シタルトキハト云フノハ出來ナイトキハ

此金チャルト云ノテスカ

(笑作) 二項ハ大層原文ト違ヒマス

(栗塚) 不履行チ豫見シタル文ケカ違ツテ居ルノテ御座イマス過

怠約款ト見做シタル金額チ過怠金額ト致シマシタ

(委員長) 註ノ意味ヲ現ハシタ丈ケダ

(栗塚) 左様デス初ノニハ現ハレテ居タノヲ報告委員テ御ツタ爲  
ノニ變ニナリマシタカラ入レマシタ

(委員長) 運入ツタ方カ宜シイ

(松岡) 所爲ノ對價ト云フト所爲ハ渡スヘキモノトカ或ハ其人ノ  
爲スヘキ作爲ノコトカ

(栗塚) 物ハ馬所爲ハ繪ヲ寄カセマシヨウト云フノテ御座イマス

(松岡) 對價ト云フト向ウカラ馬ヲ寄越シテ此方カラヤル様ナ處  
ニ使ツテアリセヌカ

(栗塚) ソレニ均シイ物チャルト云フノテス

(松岡) 商法ト民法ト向ウカラ來タモノノ代ハリニナル處ヲ對價  
ト使ツテアル様ニ思フ

(笑作) 向ウカラ物ヲ呉レレハ此方カラ所爲ヲ以テ酬ユルト云フ

處ニ多ク使ツテアリマス

(村田) 矢張り對價ダ

(笑作) 一体代價ヲモ宜シイノテス

本條ハ原案ニ決ス

第千六條朗讀ス

第千六條 保證人ノ義務ハ主タル義務ヨリ一層大ナルコトヲ得  
ス又一層重キ體様ニ服スルコトヲ得ス若シ保證人ノ義務カ一  
層大ナル又ハ一層重キトキハ主タル義務ノ限度及ヒ體様ニ之  
ヲ減ス

(栗塚) 元トハ「一層大ナルトキ又ハ一層重キトキ」トアツタノテ  
ス

(清岡) 「トキ」ト云フ字ヲ入レ様テハナイカ

(委員長) 「トキ」ヲ入レマシヨウ

(松岡) 保證人ノ義務ハ主タル義務ヨリ重クモ六ヶ敷クモスルコトハ出來ヌト云フノテ濟シテ居ルノタ

本條「大層大ナル」ノ下へ「トキ」ノ字ヲ加フ

第七千七條朗讀

第七千七條 前條禁止ノ規定ハ債務者ヨリ其主タル義務ノ爲ノ物上擔保ヲ供セサルトキ保證人ヨリ其從タル義務ノ物上擔保ヲ供スルコトヲ妨ケヌ又保證人カ主タル債務者ヨリ一層嚴ナル執行方法ニ服スルコトヲモ妨ケヌ

保證人ハ亦第三者ヲ引受人トシテ已レテ保證セシムルコトヲ得此引受人ニ對シテハ保證人ハ主タル債務者ノ資格ヲ有ス

(松岡) 資格ヲ有スト云フト權利ヲ持テ威張ル様ニナルカ一向威張ラレナイ

(笑作) 芝居ノ義經ノ役ヲスルトカ辨慶ノ役ヲスルカ云フ字ヲ

(栗塚) 主タル債務者ノ役目ヲ務ムルト云フノテス「位置ヲ有ス」ヲモ宜シイ

(元尾崎) 位置カ宜シイ

(村田) 「位置」ヨリ「資格」カ宜シイ

(栗塚) 義經ノ位置ヲ有スナラ宜シイカ兵卒ノ位置ヲ有ステハ面白クナイ

(南部) 位置ヨリ資格カ宜シイ

(北島) 債務者ノ地位ヲ有ス

(笑作) 議員ノ資格カアルトカ何トカ云フ字テスカラ「地位」ト云フ字カ良カロウト思フ

(元尾崎) 「地位ニ在リ」カ

(松岡) 其レカ宜シイ

(村田) 「地位ヲ有ス」テ宜シイ

(委員長) 「地位ヲ有ス」トスルカ

本條末項「資格」ヲ「地位」ト改ム

第一千八條明讀

第一千八條 金額又ハ定マリタル物ニ制限シタル保證ハ其利息ニモ果實ニモ其他ノ附從物ニモ及フコト無シ

然レトモ主タル義務ノ無限ノ保證ハ要約シタル利息遲延ノ利息其他右債務ノ天然上法律上又ハ合意上ノ附從物ニ及ヒ又主タル債務者ニ對シテ爲シタル最初ノ訴ノ費用及ヒ其訴ヲ保證人ニ告知シタル以後ノ費用ニモ及フ

(元尾崎) 假令ハ千圓ノ保證ニ立テ利息カ百圓モ二百圓モ積ツテモ知ラヌト云フノテスカ

(箕作) 初ノカラ書イテ置カナケレハイカヌ

(元尾崎) 唯引受ケト云フト利息モ遺入ルカ

(横村) ソウタ

(元尾崎) 元金タケハ引受ケルト證文ニ書クモノハナカロウ

本條ハ原案ニ決ス

第一千九條明讀

第一千九條 總テ有效ナル義務ハ之ヲ保證スルコトヲ得

無能力者ノ取消スコトヲ得ヘキ義務ト雖モ亦有效ニ之ヲ保證スルコトヲ得其義務カ裁判上ニテ取消サレタル後ト雖モ保證ハ其效力ヲ存ス但保證人カ其保證ノ際債務者ノ無能力ヲ知りタルトキニ限ル

其他第三者ノ自然義務ノ法定保證ノ場合ハ第五百八十八條以下ニ於テ之ヲ規定ス

(村田) 末項ハ自然義務カ定マランテハ分ラヌ

(栗塚) 末項ハ自然義務迄待チマシヨウ

(委員長) 自然義務力全クナクナレハ兎モ角モ有レハ之カ害ハナ  
イ

本條末項ハ自然義務ノ議決迄未定

第一千條朗讀

第一千條 何人ニテモ將來ノ債務ヲ保證スルコトヲ得又債權者  
又ハ債務者ノ方ニ於テ隨意ノ條件ニ據ル債務ヲモ保證スルコ  
トヲ得但保證人ニ於テ其債務ノ性質及ヒ廣狹ヲ査定スルコト  
ヲ得ルトキニ限ル

(笑作) 「トテスタチーフ」ヲ「隨意」トヤリマシタカ

(栗嶽) 左様テス

(委員長) 之ハ起案者ニ質問中テアツタカ將來ノ債務ヲ保證スル  
ト云フコトハ何カト云フ間タロウ

(南部) 其レハ註ニ在リマス

(松岡) 前國ヲ將來ノモノヲ目的トスル債務ヲ保證スルトナツテ  
厝ル

(村田) 之ハ三百四十二條ヲ見ナイテハ分ラヌカラ入レタ方カ宜  
シイ

(渡) 入レ様テハナイカ

(笑作) 保證人カアレハ貴様ニ貸シテヤルカ其レテナケレハ否タ  
ト云フ

(委員長) 來年ノ米ヲ約束スルノカト思ツタ

(村田) 其レモアリマシヨウ

(委員長) 但書テ範圍カ狭クナツテ厝ルカラ容易ノコトハ出來ヌ  
カヤレルコトハ五年先キノコトモ出來ルタロウ

(南部) 其レハ出來マシヨウ

(松岡) 「將來ノモノヲ目的トスル」ト入レヨウ

(兩部) 將來ノモノヲ以テト云フト分リ易イ様タカ却テ狭クナリ  
ヤセヌカ

(笑作) 將來ノ債務ヲモ分ル

本條ハ原接ニ決ス

第一千十一條朗讀

第一千十一條 何人ニテモ債務者ノ委任ヲ受ケ又ハ其不知ニ於テ  
又其意ニ反シテモ其保證人ト爲ルコトヲ得

辨濟シタル保證人ノ其債務者ニ對スル求償ノ場合ハ第二節第  
二款ニ於テ之ヲ規定ス

(渡) 其意ニ反シテト云フノハ前ニ論カアツタ

(松岡) 佛蘭西ニハ委任ヲ受ケ又ハ不知ニ於テ出來ルトアル

(精岡) 金ヲ借りタトキ家ノ馬丁カ保證人ニナル否テモ是非ナル  
ト云フノハ否タ

(笑作) 戸主カ威張ツテモ彼カ破産スル様テハ一家ノ名譽ニ關ス  
ルト云フトキカアル

(大尾崎) 保證スル者カ氣ニ食ハヌカラ責被ノ保證ハ受ケヌト云  
フテモ保證スルカ

(松岡) 折角好ンテ書イタノタカラ置イテモ良カロウ難レモスル  
奴ハナイ

(栗塚) 保證ノ終リノ求償權ノ所テ此コトカ入用ニナルノテ御座  
イマス

本條ハ原接ニ決ス

第一千十二條朗讀

第一千十二條 有效ニ保證人ト爲ルニハ無償名義ニテ義務ヲ負擔  
スルノ能力ヲ有スルコトヲ要ス

然レトモ主タル契約カ有償名義ナルトキハ保證人ノ債務者ニ

對スル無能力ハ債權者力之ヲ知リタルトキニ非サレハ保證人ヨリ債權者ニ其無能力ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス

(元尾崎) 利息付ノ金貸ハ有價名義力

(栗城) 有價名義ヲ御座イマス

本條ハ原案ニ決ス

第千十三條朗讀

第千十三條 債務ヲ保證スルノ意思ハ之ヲ明示セサルトキハ明ニ事情ヨリ生スルコトヲ要ス然レトモ其意思ハ契約者ノ一方ヲ他ノ一方ニ勸メ又ハ其一方ノ現在若クハ將來ノ有資力ヲ確言シタル事實ノミヨリ之ヲ推測スルコトヲ得ス

若シ證書ノ署名者中ノ一人カ共同債務者ナリヤ又ハ保證人ナリヤニ付キ疑アルトキハ之ヲ保證人ト看做ス

(栗城) 推測ハ推定ト改ノマス

(笑作) 原文ハ「クレサンブシヨシ」テハアリマセンセ

(栗城) 違ヒマスカラ之ヲ置キマシヨウ

(笑作) 二項ノ場合ハ日本ニ澤山アリマシヨウ

(南部) 今ノ處テハ分リ切ツテ居リマス何モナケレハ債務者トシテ仕舞ヒマス其違帶ハ妙ナ場合テス皆捕ハナケレハ訴ヘカ出來ナイ

(元尾崎) 三人ノ中一人出ナイト出來ナイカ

(南部) 捕ハナケレハイケナイ

(松岡) 訴訟手續力違ウ文ケタ

(元尾崎) 發令ハ證書ニ連名者ノ中ニ故障アツテ一人ニ相成リ候共履行スルト書イテ置ケハ良カロウ

(南部) ソレナラ宜シイ

(笑作) 今ハ唯證人ト書イテアルカ保證人ト云フ積リタロウ



(北島) 近頃ハ皆一所ニナツテ仕舞ツタ

(笑作) 何月幾日ニ金ヲ受取ツタト云フコトヲ見届ケタト云フノ  
ト本人カ滞ツタトキハ保證人カ返スト云フノトハ

(清岡) 「ナリヤ」ハ「ナルヤ」ニシタイ

(南郎) ナリヤカ宜シイナリノ下ヘヤノ字ヲ付ケタ文ケタ

(松岡) ナルヤカ宜シイ

(委員長) ナルヤニシマシヨウ

本條第二項「ナリヤ」ヲ「ナルヤ」ト改ム

第一千十四條朗讀ス

第一千十四條 保證人ノ義務ハ其相續人ノ負擔ニ歸シ又債權者ノ  
相續人ノ利益ニ歸ス但反對ノ要約アルトキハ此限ニ在ラス

(松岡) 此義務ハ約務タロウ

(笑作) 先刻ノ約務ト云フ字ト同シ字カ書イテアル

本條ハ原案ニ決ス

第一千十五條朗讀ス

第一千十五條 債務者カ保證人ヲ立ツ可キ合意ヲ以テ義務ヲ負ヒ  
タルトキハ其債務者ハ債務ノ本性及ヒ重要ニ關シ有實力ノ人  
ニ非サレハ保證人トシ又ハ保證人ノ引受人トシテ之ヲ立ツル  
コトヲ得ス

若シ右ノ保證人又ハ其引受人カ無實力ト爲リタルトキハ債務  
者ハ前項ト同一ノ條件ヲ具フル他ノ者ヲ立ツルコトヲ要ス  
其他保證人ハ辨濟ノ有ル可キ控訴院ノ管轄地内ニ於テ住所ヲ  
有シ又ハ之ヲ選定スルコトヲ要ス  
債權者ヨリ人ヲ指定シテ保證人ヲ要約シタルトキハ前記ノ條  
件ヲ要セス

(塚塚) 債務ノ本性ハ性質ヲ御座イマス第四項ノ前記トアルハ本

條ト致シマス

(元尾崎) 三項モ辨濟ノアルヘキトキ扣訴院ノト云フト扣訴院カ辨濟スル様ニナル

(南部) 辨濟セラルヘキト云フノテス

(箕作) 扣訴院ノ管轄チ廣クスルハ宜シイ

(元尾崎) 東京チ金チ借リテ新潟ノ者チ保證人ニシテモ宜シイカ

(箕作) 住所チ有シテナケレハ選定スレハ宜シイ

(大尾崎) 之ハ遠方チハナラント云フ意味チシヨウ

(委員長) 之ハ扣訴院ノ管轄ト云フノハ六ヶ敷イ

(元尾崎) 日本チハ地方裁判所ノ管轄チ宜シイ

(清岡) 保證人カ住所チ有シ保證人カ選定スルトナル

(委員長) 日本ノ様ナ海ノ多イ國チハ不便タロウ國館ノ者カ東京ノ者ニ保證シテ賣ハナケレハナランノカ多イタロウカラ

(清岡) 債權者カ何ンチモ宜シイト云フタラ構ヘンタロウ

(南部) ソレハ構ヘン

(栗塚) 報告委員チハ始審裁判所ノ管内テスルカ宜シイト云フ論

カアリマシタ扣訴院ハ全國ニ七ヶ所外ナイカラ

(松岡) 此法律ハ四五十年ノ間必要ハアルマイ

(箕作) 保證人チ立ツヘキ合意チ義務チ負フタニ保證人ノ引受人トシテ出ルコトカ餘計チハナイカ

(栗塚) 又保證人カ其引受人チ立ツヘキ合意チ以テ義務チ負ヒタルトキハ有賣力ノモノテナケレハ之チ立ツルコトチ得スト云フテ二段ニ書クヘキチアリマシヨウ

(箕作) 此文チハ餘計ナコトノ様ニナル

(栗塚) 報告委員モ其注意カアリマシタカニツニ書キ分ケル必要カアルカナイカ

(笑作) 有資力ノ人ニ非サレハ保證人トシテ之ヲ立ツルコトヲ得  
ストスレハ良カロウ

(松岡) ソレテ宜シイ

(南部) 引受人丈ケハナクテモ良カロウ

(栗塚) 「保證人カ引受人チ立ツルコトモ亦同シ」トシテモ同シ  
テス

(委員長) 千七條ニアルカラ保證人ノ引受人トシテ制ロウ

(栗塚) ソウスルト夫ノ項モ又ハ其引受人チ制リマシヨウ

(委員長) 重要ニ關シハ

(村田) 限度ト云フコトダ

(笑作) 重要ニ關シハ重要ニ應シテ良カロウ

(松岡) 重要ト云フノハ分ラン

(栗塚) 重サト云フノテス

(松岡) 「サ」ト云フノハ見ヘナイ

(栗塚) 輕重ニ關シト云フコトテス

(委員長) 輕重ニ應シトスルカ

(清岡) 重要ニ關シテモ宜シイ

(委員長) 重要ヨリ廣狹トカ大小トカノ方カ良クハナイカ

(南部) 大小カ良カロウ

(笑作) 大小ニ應シトシマシヨウ

本條第一項左ノ如ク改ム

債務者カ保證人チ立ツヘキ同意ヲ以テ義務ヲ負ヒタルトキハ其債  
務者ハ債務ノ性質及ヒ大小ニ應シ有資力ノ人ニ非サレハ保證人ト  
シテ之ヲ立ツルコトヲ得ス

第二項「又ハ其引受人」ノ六字ヲ削ル第四項「前記」ヲ「本條」  
ト改ム

第一千十六條朗讀ス

第一千十六條 債務者カ前條ノ條件ヲ具フル保證人又ハ引受人ヲ立ツルコト能ハサルトキハ裁判所ノ認可ヲ得テ物上擔保ヲ與フルコトヲ得

(箕作) 「又ハ引受人」ヲ制リマシヨウ裁判所ノ認可ヲ得テト云フノハ何ゼタロウ

(南部) 協議力圖ハントキハ裁判所ノ認可ヲ得ルト云フ意味ダスカラ宜シウ御座イマシヨウ

(松岡) 裁判所ノ認可ヲ得テ物上擔保ヲ與フルト云フト人ノ約束ナレハ相對承諾カアツテモ裁判所ノ認可デナケレハ人ヲ物ニ變ヘルコトハ出來ナイト云フ論カアツタ

(栗塚) ソンナコトガアロウ答カナイ

(村田) 裁判所ノ認可ヲ得テト云フ字ヲ制ロウテハナイカ

(渡) 制ルカ宜シイ

(松岡) 佛蘭西ニモナイ

(清岡) 裁判所ノ認可ノナイトキハ直クニ持ツテ行ツテ與キ付ケルカ知レン

(松岡) 與キ付ケテモ宜シイ

(南部) 前因テモ制ランカ宜シイ

(横村) 制ルカ宜シイ

(栗塚) 有實力ノ人ヲ出シマセント云フ落チ度ハ難レニアリマス

(清岡) 落チ度ハ債務者ニアル

(栗塚) 金ノ借ルトキハ有實力ノ者ヲ出ソウト云フカラ貸シタノテス物上擔保ヲ與キ付ケラレテ黙ツテ居ラナケレハナラント云フノハドウ云フモノテシヨウ

(松岡) 見出し得ントキニ充分ノ物ヲ出ソウト云ツテ是非人間ヲ

出セト云フコトガアリマスカ

(栗塚) 保證人ヲ立テルノハ誰レノ利益デアロウカ物上擔保ト云フモノハ抵當テアル或ハ動産質テアル、不動産質テアルソソナモノハ嫌忌タ

(松岡) 裁判官ハ何チ許スカ物ガ充分ナレハ擔保ニナルタロウト見テ許スカ人ト物ト換ヘルノチ見テ之ハ認可スルカセンカト云フノハ何チ云フノタ

(栗塚) 註デハ許可トアリマス裁判官ノ許可チ以テニアラサレハ隨意ニ價々換ヘルコトハ出來ン人チ出シマシヨウト云フテ居テ換ニ人チ出サンテ物ニ換ヘヨウト云フト旨意カ違ヒマス

(村田) 初ノ其位ノモノナレハ誰ナラ貸ソウトカ保證人チ知ラスニ貸スト云フコトハナイ

(栗塚) 保證人チ知ツテ又栗塚カ保證人チ立テマシヨウト云フ合

意テ貴君ニ金チ借リタソウシテ松岡サンチ保證人ニ立テタ處カ松岡サンカ嫌忌ト云フカラ人力車夫チ保證人ニ立テルト云フコトハ出來マスマイ其時ニ私カ抵當チ持ツテ行ツテ金チ貸セト云フコトチ強要スルコトガ出來マスカソレハ出來マセン

(清岡) 金時計チモ持ツテ來レハ宜シイカ詰マラナイ物チ持ツテ來レハ裁判所ハソソソナ無理ナコトハシテハナラント云ハナケレハナリマセン

(渡) 佛蘭西テハ法カ許シテアル

(栗塚) 千十五條チ御覽ニナレハ保證人チ立ツヘキノ義務チ負フテ居ナカラ保證人チ立テスニ外ノ物チ持ツテ行クノハ面倒ニシテ置クノハ當然テ御座イマシヨウ

(渡) 擔保カアレハ充分タ

(村田) 保證人チ見ナイテ金チ貸シタノタカラ悪ルイ

(松岡) 確カナモノカ來ルニ嫌疑ト云フコトハナイ

(櫻村) 炭、眞木ヲ擔保ニ入レマシヨウト云フトキハ裁判官ハドウスルカ

(清岡) 其時ハ許サン

(南部) 佛蘭西ノ通りニスレハ充分ナルト云フ字ヲ加ヘタラ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 「充分ナル」ヲ入レテモ宜シイ

本條ヘ左ノ如ク改ム

債務者カ前條ノ條件ヲ具フル保證人ヲ立ツルコト能ハサルトキハ十分ナル物上擔保ヲ與フルコトヲ得

第千十七條朗讀ス

第千十七條 商證券ノ保證ノ特例及ヒ仲買人カ委託者ニ對シテ  
諾約シタル擔保ハ商法ニ於テ之ヲ規定ス

(村田) 特例ト云フノハ擔保ニ關スル特例トナツテ居ル

(栗塚) ソウテハアリマセン

(松岡) 商法ノ報告委員ニ仲買ノ處ヲ引合ハサセルコトニナツテ居ル

(栗塚) 商法ノ方ヘ送リマシタ

(村田) 特例ハ下ヘ入レヨウ

(栗塚) 「擔保ノ特例ハ」ヲモ宜シイ

本條ハ保證ノ「下」ニ「特例」ノ二字ヲ加フル「擔保」ノ下「ノ特例」ノ三字ヲ加フ

第千十八條朗讀ス

第二節 保證ノ效力

第一款 保證人及ヒ債權者間ノ保證ノ效力

第千十八條 債權者ハ債務者ニ義務履行ノ催告ヲ爲シタルモ其

效果アラサリシコトノ證據ヲ保證人ニ示サスシテ之ヲ訴追スルコトヲ得ス

然レトモ債務者カ行方知レス又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ若クハ顯然タル無資力ノ形狀ニ在ルトキハ右ノ催告ヲ必要トセス

本條ハ原案ニ決ス

第一千九條朗讀ス

第一千九條 保證人ハ右ノ外下ノ制限及ヒ條件ニ從ヒ債權者カ債ノ債務者ノ財産ヲ檢索シテ之ヲ賣ラシムルコトヲ債權者ニ要求スルコトヲ得

本條ハ原案ニ決ス

第一千二十條朗讀ス

第一千二十條 保證人ハ明示又ハ默示ニテ財産檢索ノ利益ヲ拋棄シ又ハ主タル債務者ト連帶シテ義務ヲ負擔シタルトキハ檢索

ノ利益ヲ享ケス

總テノ場合ニ於テ保證人ハ主タル債務ノ基本ヲ爭フノ前ニ檢索ノ利益ヲ以テ債權者ニ對抗セザリシトキハ其利益ヲ失フ

(笑作) 保證人カ主タル債務者ト連帶スルト云フノカ

(委員長) 名ハ保證人テ實ハ債務者カ

(笑作) 保證人ト云ヒナカラ連帶義務者ニナツテ仕舞フノデス

(果報) 初ノ保證人テ後ニ連帶義務者ニナツタトキハト云フノテ

ス

(笑作) 途中カラナツタノテハナイ

(南部) 註ニ連帶トナツテモ保證人タル資格ヲ失ハントアル

(笑作) 保證人テアルケレトモ主タル債務者ト連帶ヲ約スルノハ

檢索ノ利益ヲ失フ爲メニ斯ウ云フコトヲ讀文ニ書クト云フ様ニ見

ハマス

(大尾崎) 債務ノ基本力定マラナケレハ檢索チスル管カナイ  
(委員長) 證人チモ自ラ連帶チ拂ヒマシヨウト云フ場合ナラアル  
カモ知レン

(笑作) 兩方ノ資格ヲ具ヘタコトニナル  
本條ハ原案ニ決ス

第一千二十一條朗讀ス

第一千二十一條 檢索チ要求スル保證人ハ債務者ノ不動産ニシテ  
辨濟ノ有ル可キ控訴院ノ管轄地内ニ在ルモノヲ債權者ニ指示  
スルコトヲ要ス

保證人ハ爭ニ係ル不動産チモ又他ノ債權者ニ優先ニテ抵當ト  
爲リタル不動産チモ又訴追シタル債權者ニ抵當ト爲リタル不  
動產ニシテ第三所持者ノ手ニ存スルモノチモ指示スルコトヲ  
得ス

民再六ノ一八四

債務者ニ屬スル動產ニ付テハ債務者之ヲ物上擔保トシテ既に  
債權者ニ供シタルトヤニ非サレハ保證人其檢索チ要求スルコ  
トヲ得ス

(松岡) 動產力出來ナイテドウシテ不動産力出來ルタロウ

(栗塚) 動產ハ轉讓シテ仕舞ウ

(清岡) 動產ナラ檢索チ良カロウ

(南部) 動產ハ不確カナモノ、不動産ハ確カナモノト見タノテス

(松岡) 佛蘭西ニハ動產不動産ノ別ハナイタロウ

(笑作) 佛蘭西ハ不動産バカリテシヨウ

(委員長) 訴追シタル債權者ト云フノハ他ノ債權者タロウカ此事  
柄ニ關係チ持ツテ居ル債權者カ

(栗塚) 此事柄ニ關係チ持ツテ居ルノテス併シ抵當トナツテモ第  
三所持者ニナリマスカラ



(笑作) 佛蘭西ハ動産モ出來マス

(渠塚) 註テハ佛蘭西ヨリ一層嚴シク制限シタ何セナレハ財産カアルタロウト思フコトカアツテモ藏匿スルコトカアルタロウカラ保證人ニ云ハセハ大變動産ヲ持ツテ居リマスト云フタロウカ債權者カ欺カレテ訴追シテモ隠サレテ徒ラニ手數ヲ掛ケル

(清岡) 容易ニアリモシナイモノヲ費用ヲ懸ケテ討索スル筈ハナイ

(元尾崎) 佛蘭西ニハ討索スルニハ先ツ以テ費用ヲ出シテヤルトアルカ之レニハナイ

(清岡) 動産ニモ係ケルカ宜シイ

(笑作) 「ボアソナード」ハソレハ良クナイソレ丈ケハ佛蘭西ヨリ寛大ニシタトアル

(松岡) 財産ト云ヘハ動産モ不動産モ遺入ル都下ニ居ルモノヲ不

動産ヲ持ツテ居ルモノハ少ナイト見ナケレハナラン

(笑作) 佛蘭西テハ動産ヲ許シテアルケレトモ保證人カ指示スニ量見違ヒチスルコトモアルシ債務者カ隠クシテ仕舞ウカラ動産ハ入レナイト云フ

(委員長) 動産ヲモ著シキ物ハ檢索シタ方カ宜シイカ知レン

(大尾崎) 公債證書杯モアルカラ

(委員長) 伊太利ハドウナツテ居ルカ

(松岡) 伊太利ハ佛蘭西ト同シテス

(委員長) 動産不動産ノ區別ハナイカ

(松岡) ソウテス

(渠塚) 保證人トナツタ以上ハ都府テハ檢索ノ利益ハナイ

(委員長) 今ノ日本ノ有様カラ突然之ニ移ルノハ暗イカラ係レンナラ一切係レン係レレハ一切係レル様ニシナケレハナリマセン記

名公債杯ハ隠スコトハ出来ナイ

(栗塚) 記名公債杯ハ検索サセルコトニシテモ宜シウ御座イマシヨウカ只ノ動産ヲ検索スルノハ煩雜ヲ御座イマシヨウ

(南部) 動産ヲ検索スルノハ煩雜タ

(栗塚) 動産ヲモ明カナモノニスレバ宜シウ御座イマシヨウ

(大尾崎) ソレカ良カロウ

(笑作) 明カナノト云フノハ

(松岡) 明不明ニハ構ハラシテ押ヘタル丈ケノ費用ヲ出シテ差押

ヘサヘ出来レハ宜シイカラ明カナモノト云フコトヲ書キ分ケルコ

トハ出来ナイ

(元尾崎) ソレ位ヲ良カロウ費用ヲ具ヘルト云フコトハ動産ヲ入

レルカ宜シイ

(笑作) ソレナラ佛蘭西ノ通りニスレハ宜シイソウシテ扣訴院ノ

管轄地外ニアルモノハ指示スルコトヲ得スト云フテ二項ニ送レハ

宜シイソウシテ一項ヲ財産トスルカ動産不動産ト直スカ宜シイ

(松岡) 佛蘭西伊太利ヲ手本ニ取ツテ報告委員テ直シテ貰オウ

本條第一項ハ佛蘭西伊太利ノ如ク報告委員ニ於テ修正スルコトニ

決ス

于時午後零時二十分休憩

午後一時二十分開會

第一千二十二條朗讀ス

第一千二十二條 債權者検索ノ有效ナル對抗ヲ受ケ其検索ヲ爲ス

コトヲ怠リテ債務者其後無費力ト爲リタルトキハ保證人ハ債

權者ノ検索ニ因リ得タルコト有ル可キ金額ニ滿ツルマテ其後

務ヲ免カル

本條ハ原案ニ決ス

第一千二十三條朗讀ス

第一千二十三條 一人ノ債務者ノ爲メ數人ノ保證人アルトキハ債務ハ均一ニテ當然其間ニ分タル但不均一ニテ分別スルコトヲ定メ又ハ其保證人カ或ハ債務者ト共ニ或ハ各自ノ間ニ連帶シテ義務ヲ負擔シ若クハ其他ノ方法ニテ分別ヲ放棄シタルトキハ此限ニ在ラス

保證ノ義務カ各別ノ證書ヨリ生スルトキト雖モ分別ノ利益ハ存在ス

(栗塚) 分割ヲ分別ト致シマシタ

(笑作) 之ハ「ジビジョン」テスカ

(栗塚) 左様テス

(委員長) 末項ハ債權者ト債務者ト一ツデナケレハイケマセンカ

(笑作) 左様テス

民再六ノ一八七

本條ハ原案ニ決ス

第一千二十四條朗讀ス

第一千二十四條 保證人ハ檢索ノ利益ヲ用キタルト否ト分別ノ利益ヲ享クルト否ト同ハス訴訟ヲ受ケタルトキハ第一千二十九條ニ明示シタル目的ヲ以テ債務者ヲ訴訟ニ参加セシムル爲メ基本ニ付テノ答辯前ニ民事訴訟法ニ定メタル方式及ヒ條件ニ從ヒ延期抗辯ヲ以テ債權者ニ對抗スルコトヲ得

(元尾崎) 基本ニ付イテノ答辯ト云フノハ

(南部) 本接ノ答辯デス

本條ハ原案ニ決ス

第一千二十五條朗讀ス

第一千二十五條 保證人カ基本ニ付テ答辯スルトキハ主タル債務ノ組成又ハ其消滅ヨリ生スル抗辯又ハ不受理ノ理由ヲ以テ債

權者ニ對抗スルコトヲ得

保證人ハ債務ヲ保證スルニ當リ債務者ノ無力又ハ其承諾ノ瑕疵ヲ知ラザリシトキハ是等ノ事項ヨリ生スル無効ノ理由ヲ以テモ對抗スルコトヲ得

(英作) 抗辯ト不受理ノ理由ト違ヒマシヨウカ

(栗塚) 同シコトテス抗辯ヲ以テテ宜シイノテ御座イマス

(元尾崎) 抗辯ヲ持ツテテ良カロウ

本條第一項「又ハ不受理ノ理由」ノ八字ヲ削ル

第一千二十六條朗讀ス

第一千二十六條 右ノ抗辯ニ付キ債權者ト保證人トノ間ニ有リタル判決ハ債務者ヲ害スルコトヲ得ス然レトモ之ヲ利スルコトヲ得但其判決ノ牽連シタル箇條ハ債務者ニ利ナルモノト不利ナルモノトヲ分ツコトヲ得ス

民再六ノ一八八

本條原案ニ決ス

第一千二十七條朗讀ス

第一千二十七條 債務者ニ對シテ時效ヲ中斷シ又ハ債務者ヲ連帶ニ付スル行爲ハ保證人ニ對シ同一ノ效力ヲ生ス  
保證人ニ對シタル右同一ノ行爲ハ保證人カ債務者ノ委任ヲ受ケ又ハ債務者ト連帶シ義務ヲ負擔シタルトキニ非サレハ債務者ニ對シテ效力ヲ生セス

本條ハ原接ニ決ス

第一千二十八條 主タル債務者ノ爲シタル債務ノ自白又ハ認知及ヒ債務者ト債權者トノ間ニ爲シタル裁判外ノ宣誓又ハ其拒絕ハ保證人ヲ利シ又ハ之ヲ害ス

保證人ト債權者トノ間ニ爲シタル右同一ノ行爲ハ債務者ヲ利ス然レトモ委任又ハ連帶アル場合ニ非サレハ之ヲ害セス

(栗塚) 此條ハ未定ニナツテ居リマスカソレハ裁判外ノ宣聲ノコトヲ御座イマス之ハ今日モ定マリマセンカラ此儘置キマス「所爲」ハ「行爲」トナリマス

本條「所爲」ヲ「行爲」ト改ム

第千二十九條朗讀ス

第二款 保證人及ヒ債務者間ノ保證ノ效力

第千二十九條 債權者ヨリ訴追ヲ受ケタル保證人ハ第四百十九條及ヒ第千二十四條ニ掲ケタル如ク主タル請求ニ對シ債務者ノ答辯ヲ爲サシムル爲メ擔保ノ附帶ノ請求ヲ以テ債務者ヲ訴訟ニ召喚スルコトヲ得

又保證人ハ其敗訴ノ旨渡ニ附隨シテ債務者ニ對シ次條ニ定メタル賠償ノ旨渡ヲ求ムルコトヲ得

右擔保ノ附帶ノ請求ハ債務者ノ委任ヲ受ケテ義務ヲ負擔シタ

ル保證人ノミニ屬ス

(村田) 之ハ前ノ方カ分リ良イ様フタ

(栗塚) 初ノノ按ハ意味カ違ヒマス訴訟ニ召喚スルト云フノハ二ツテハナイ原文ヲ御覽ニナレハ御疑カ分リマスカ訴訟ニ召喚スルコトヲ得ト云フノカーツノ箇條トソレカラ敗訴シタトキハ賠償ヲ求ムルコトヲ得ト云フノカーツト二ツテスソレカ初ノニキハ債務者ヲ召喚セシムルト云フコト文ケニナリマシタカソレハ違ヒマス

(松岡) 前ノデモ召喚スルト云フノハ何レヘテモ係ルタロウ

(栗塚) 賠償ノ旨渡ヲ求ムルコトヲ得ト云フノテス

(松岡) 賠償ノ旨渡ヲ受ケル場合ト云フノハ受ケタ後テハナカロウ旨渡ノ前デハナイ前ノテハ訴追ヲ受ケタル保證人ハ訴訟ニ参加サセル様テ判決ノ濟マナイ中テ云フノテハナイカ前ノ譯ニスルト答辯サセヨウト云フトキハ答辯カ云ヘル敗訴ノトキハ附帶ノ請求

ヲ呼ヒ出サセル

(大尾崎) 之ハ修正カ悪ルイ

(松岡) 之ハ前ノ方カ意味カ間違ハンノタロウ答辯ヲサセル爲ノニ呼ヒ出スノヲ附帶ノ請求ト云フコトハアルマイ

(村田) 訴訟ニ参加セシムルカ眼目タカラ前ノ様ニ書イタ方カ宜シイ

(松岡) 只タ答辯ノ爲ノニ呼ヒ出スノハ附帶ノ請求ニハナラン

(南部) 元トノハ「爲ノ附帶ノ請求ヲ以テ」ト掛ツテ居ルカラ悪ルイ次條ニ定メタル賠償ノ言渡ヲ受タルコトヲ得トアル次ノ條ハ何ノ事ヲ云フカト云フト自ラ辨濟シタル後ニアラサレハ債務者ニ對シテ訴ヘテ起スコトヲ得サルナリトアル

(松岡) 敗訴シテ拂ウトヤハ

(南部) 又カラ下ハ擔保ノ附帶ノ請求テハナイ拂ツテカラテナケ

レハ起ラン話タ

(栗塚) 敗訴シタトキハ

(南部) 註ヲ見ルト次條ノ賠償ノ言渡ヲ受タトアル其言渡ハ即チ附隨トシテ受ケシムルトアル

(栗塚) 負ケタトキハコウ云フコトカ出來ルト云フ意味デス敗訴シタトキハ附隨テ賠償ノ言渡ヲ求ムルコトカ出來ルト云フ意味テス

(南部) 敗訴ノ言渡ヲ受ケタ後ト云フノテハナイ

(松岡) 一ツノ敗訴ニ於テ同時ニヤル

(栗塚) 其處テ附隨シテト云フ

(松岡) 債務者カ敗訴ノ言渡ヲ受タル場合ニ於テハ附帶ノ請求ヲ以テ次條ニ定メタル賠償ノ言渡ヲ得ル爲メ債務者ヲ訴訟ニ召喚スルトナツタラ良カロウ

(笑作) コウ云フコトトコウ云フコトトノ爲ノニ附帯ノ請求ヲスルト云フ方カ良ク分ル様テス

(松岡) 答辯セシムル爲ノニ附帯ノ請求ヲ呼ヒ出スト云フノハ可笑シクナリハシマセンカ

(笑作) 主タル請求ト云フト拂ウモノハ拂ツテ別ニ起ス様ニナルカ之ハソウテナイ相手ニサレテ居ルニ参加人ノ様ニナルノタカラ

(松岡) 請求ト云フノハ已レノモノヲ取ルト云フコト答辯スルト云フノハ已レカ賠償ヲ得ルト定マランノタカラ請求ニ持チ出サンテ附帯ノ請求ハカリスル

(笑作) 答辯ヲ爲サシムル爲ノニ擔保人トシテ呼ヒ出スノハ即チ附帯ノ請求テス

(松岡) 参加セシムル丈ケハ何時テモ附帯ノ請求ト云フコトハナイ

(栗塚) 附帯ノ請求ト云フノハ一ツ訴訟カアツタ處ヘト云フノテス

(松岡) 只参加セシムル處ヲ請求ト云フノハ可笑シイ

(笑作) 訴訟ニ呼ヒ出スノハ何ト云ツテ呼ヒ出スカ支訴ト云ツテ呼ヒ出ス

(清岡) 元トノ通り直ソウ

(栗塚) 債務者ノ答辯ヲ爲サシムル爲ノ又債務者ノ敗訴ノ場合ハ之ニ附屬シテ

(松岡) 答辯セシムル爲ノト云フノハ賠償ニハ關係ヲ持タン

(南部) 前ニ附帯ノ訴トシテアル

(松岡) 其附帯ハ求債權ノ様ナモノヲ云フノタロウ

(清岡) 要スヘキ場合ト云フノハ入ラン

(栗塚) 「債務者ノ答辯ヲ爲サシムル爲ノ又債務者カ敗訴ノ場合

ニ於テ次條ニ定メタル」テモ宜シイ

(南部) 元トノ通りニシヨウ

(栗塚) 元トノ通りニスルト附隨ト云フ字カナクナツテ仕舞ウ

(箕作) 「場合ニ於テハ其言渡ニ附隨シテ債務者ニ對シ次條」ニトシタラ良カロウ

(清岡) 右擔保ノト云フ擔保ノト云フ擔保ノ字ハ取りマスカ

(栗塚) 附帶ノ請求ヲ宜シウ御座イマス元トノハ右擔保ノ附帶ノ請求トアツタノテス

(南部) ソレナラ入レヨウ

(松岡) 右附帶ノ擔保ノ請求ハトシタ方カ宜シイ

(清岡) ソレハイケナイ

(栗塚) 擔保ノチ入レマシヨウ

本條第一項ハ左ノ如ク改ム

民再六ノ一九二

債權者ヨリ訴訟ヲ受ケタル保證人ハ第四百十九條及第千二十四條ニ據ケタル如ク主タル請求ニ對シ債務者ノ答辯スヘキ場合ニ於テハ其答辯ヲ爲サシムル爲メ又債務者カ敗訴ノ言渡ヲ受ケル場合ニ於テハ次條ニ定メタル賠償ノ言渡ヲ得ル爲メ擔保ノ附帶ノ請求ヲ以テ債務者ヲ訴訟ニ召喚スルコトヲ得

第千三十條明讀ス

第千三十條 主タル債務ヲ辨濟シ其他自己ノ出損ヲ以テ債務者ニ義務ヲ免除ヲ得セシメタル保證人ハ債務者ヨリ賠償ヲ受クル爲メ之ニ對シテ擔保訴訟ヲ有ス但左ノ區別ニ從フ

第一 保證人カ債務者ノ委任ヲ受ケテ義務ヲ負擔シタルトキハ其債務者ニ義務免除ヲ得セシメ又ハ債務者ノ名ニテ辨濟シタル元利、其擔當シタル費用立替ヲ爲シタル時ヨリ其利息其他損害アルトキハ其賠償ノ金額ヲ債務者ヨリ



償還セシムルコトヲ得又此委任ノ場合ニ於テ保證人ハ其分限ヲ以テ曾渡テ受ケタル時ハ直チニ其賠償ヲ受ケル爲ノ訴ヲ爲スコトヲモ得

第二 保證人カ債務者ノ不知ニテ義務ヲ負擔シタルトキハ債務者ノ義務免除ノ日ニ於テ之ニ得セシノタル有益ノ限度ニ從ヒ右ノ賠償ヲ受ク

若シ保證人カ債務者ノ意ニ反シテ義務ヲ負擔シタルトキハ保證人ノ求償ノ日ニ於テ債務者ノ爲ノ存在スル有益ノ限度ニ非サレハ右ノ賠償ヲ受クルコトヲ得ス

(笑作) 自己ノ出損ヲ以テト云フノハ自腹ヲ切ツテト云フコトヲスネ

(栗塚) 義務免除ハ義務ノ免責ヲ得セシノタルヲ御座イマス

(松岡) 義務ノ免責ハ可笑シイ

(栗塚) ソレテハ義務ヲ免レシノタルトキハト致シマシヨウカ

(南部) ソレカ宜シイ

(栗塚) 二項モ義務ヲ免レシノトナリマス

(横村) 三項ニモアル

(清岡) 委任ハ平生ノ委任ト云フ字デスカ

(笑作) ソウテス頼ミト云フコトテス

(松岡) 委任ト云ツテモ御願ト云フトキモアルカラ

(清岡) 囑託トカ依託トカスレハ宜シイ

(南部) 囑託トハ違ウ

(笑作) 第二ハ事務管理ト云フコトカアツタ方カ宜シイ

(栗塚) 第二ヲ不知ニテ事務管理ニテトスルト二項モ意ニ反シテ事務管理ニ對シテ義務ヲ負擔シタルトシナケレハナリマセン

本條第一項及第一號ニ義務免除ヲ得セシメトアルヲ「義務ヲ免

レシム」ト改ム

第二項「義務免除ノ」トアルヲ「義務免除ヲ得セシメタル」ト改ム

(要録) 之レマテニシテ畜借ノコトヲ願ヒマス、農商務省へ參ツテ宮島ト云フ局長ニ面會シテ九百九十二條ノ旨意ヲ話シマシタ處カ私ノ方テモ昨年此事ニ付イテ調へニヤツタモノカアルカラ其屬官ヲ呼フカラ聞イテ吳レト云フコトヲ御座イマシタ鈴木ト云フ屬官カ山陰道ノ方ヲ廻ハリ今一人ハ福島岩手ノ方ヲ廻ハリマシタ其人等ニ畜類ノ賃借ハ馬ヤ牛ヤ羊杯ヲ細民ハ飼ウコトカ出來ナイカラ大キナ金持チカ買ツテ貧乏人カ世話チシテ此處ハ取レトカ此處ハトウスルトカ種ハトウスルトカ云フ規定カアロウカ一体獸畜ヲ賃借スルコトカアルカト聞キマシタ處カ福島杯ニハアルソウテスソレハ馬ヲ御座イマス丹波丹後但馬ニモ澤山アルソウテ御座イマ

民再六ノ一九四

ス之ハ牛テ御座イマス入馬屋ト云フソウテス馬喰カ二三百頭モ持ツテ居テ自分テ育テルコトカ出來ナイテ入馬ニ入レルソレハ何年賃スト云フコトヲ云ハンテ何頭賃スト云フ假令ハ五頭借リテ居レハ一頭ハ何時テモ賣ツテ外ノ馬ヲ置キ換ヘルコトカ出來ル馬喰カ賣ロウト云フトキハ誰レノ馬ヲ取り上ケルト云ツテ其代ハリ跡カラ其馬ヲ壞メテ行ク併シ牝ハソウ云フ自在ノ事カ出來マセンカラ三年四年五年位ヲ定メル又其子モ何レテ取ルト云フ定マリカアルソウテ御座イマス子カ生レレハ弱イノカ生レルカモ知レンカラ一頭ニ付イテ幾ラト云フ金ニシテ仕舞ウノカアルソウテ御座イマス又子テ分ツノモアル何年間養ツテ吳レタカラ子カ生レタラ幾匹ヤルト云フノモアリマス平生馬ヲ使ウノハ用方ニ依テ使ウ、牽挽ノモノハ牽挽ニ使ヒ耕作ノモノハ耕作ニハカリ使ウ其代ハリ養ウソレハ古イ時カラアルノテ歐羅巴流養カラ起ツタノテナイ其起リハ

肥前タソウテ御座イマス支那カラテモ來タモノト見ヘルカ或ハ西洋ノ馬ヤ牛ノ育テ方ハ長崎邊テ聞タノテハナイカ肥前ニハ澤山アルソウテ御座イマス丹波但馬邊ノモ肥前ニ持ツテ行ツテ居ルソウテ御座イマス今日ノ處テハ牛ト馬ノ二ツ外御座イマセン羊ハ農商務省テ二三ヶ所へ關涉シテ貸シテアルソウテ御座イマス岩手縣ニ七百頭貸シテアルソウテ御座イマス之ハ日本ノ季候ニ合ウカ合ハシカト云フコトヲ試驗中テアルカラ出來ルトナレハ民法ノ條ニナルタロウカ今ノ處テハ子カ出來レハ借りテ居ルモノカ取ルコトニナツテ居ル之カラ先キ定マリカ付タロウト云フコトテ御座イマスソレ等ハ御参考ニナルタロウト思ヒマス併シナカラ家畜ノ處ニ云フ様ニ羊ノ郡ヲ貸シテ毛ヲ取ツテトウスルト云フコトハアリマセン牛テモ馬テモ小前ノモノカ山カラ薪ヲ出ストキニ使ウトカ又ハ肥料ヲ賸マセルノカ一番多イソウテ御座イマス家々テ持ツテ居ル

民再六ノ一九五

馬ハ重モニソウテ御座イマス日光ノ近所テハ一軒テ三四頭モ持ツテ居ル、肥料カ出來ンカラ木ノ葉ヲ取ツテ來テ賸マセル肥料製造人トシテアルソウテ御座イマス

(南部) 前ノ會議ニモ削除説ヲ主張致シマシタカ報告委員ノ報告ニ依レハ日本ニ習慣モアル譯テアルカラ之ヲ置イテ他日益々羊ノ養殖シタ時分ニハ之ヲ以テ適用スル双方合意シテ行クノハ防ク處テナイト云フ明文カ御座イマスカラ置ク方カ宜シイト思ヒマス

(村田) 之ヲ置カストモ尋常ノ貸賃借テ  
(南部) 之ヲ置カナイテモ毛ヲ取ルトカ子ヲ取ルトカ云フ契約カアツタラトウシマス

(村田) 會社ヲ組ムト云フコトカアレハ別ニシテモ宜シイケレトモ通常今日ノ有様テハ只ノ貸賃借テ充分出來ル毛ヲ取ルノモ收入タカラ

(栗塚) 農商務省ノ人カ法律取調ノ人ハ萬能ナ人タト云ツテ感心シテ居マシタ

(松岡) 阿呆ナ奴タ

(村田) 賃借ハ物權タカラ物權ノ方ニ置ケハ宜シイ

(南部) 之ヲ削除シタノハ一匹モ牛ヤ馬ヲ貸スコトハナイト云フ旨意カラ削除スルコトニナツタゾレカ農商務省ニ問合セタ處カ實斷アルト云フコトタカラ置カナケレハナラン

(村田) 併シ金群ヲ貸スコトハナイ一頭二頭貸スコトハアルソレハ賃借チ宜シイ

(清岡) 羊杯ハ金群ヲ貸スコトカ出來ヨウ既ニ小笠原島へ田中鶴吉カ持ツテ行ツタカラ

(松岡) 法ト云フモノハ要用ノモノニ向ツテ保護チ與へ良クシテヤルノハ宜シイカ今一匹ヤ二匹貸シテ居ルモノカアツタトキハ日

民再六ノ一九六

本ノ習慣ノアルモノハ習慣ニ依ルカ又ハ特別ノ合意カナイトキハ此法チ當テルコトニスルカ

(南部) 金群ハカリテハナイ

(松岡) 一匹二匹ノコトテハナイ元トノ精神ハ多クノ物チ一所ニスルノカ精神タ

(清岡) ケ條ニ就イテ不都合カアレハ制限シテ宜シイカ大体ハ存シテ置カナケレハナラン民法ニ蓄借カアルカラ可笑シイト云フコトハナイ

(栗塚) 農商務省ニ行ツテ聞イタノテ妙ナ感覺カ日本ニ一向ナケレハ宜シウ御座イマスカ日本ニアルモノチ之ヲ支配スルト云フノハ危險テ御座イマス事ロナケレハコウ云フモノカ出來テモ之ヲ支配スルノハ宜シウ御座イマスカ日本ニアルト云へハ之ニ合ウカ合ハンカチ聞ヘナケレバナリマセン